

第6期帯広市地域福祉実践計画

すべての市民が共に支え合い、
安心して、生き生きと暮らせるまち
お び ひ ろ

令和 2 年 3 月

社会福祉法人

帯広市社会福祉協議会

はじめに



少子高齢化の進行や人口減少社会が到来する中、帯広市では、高齢者世帯や独居世帯の増加に加え、地域交流が少なくなり、困り事を抱えても相談につながらないなど、社会的に孤立しがちな世帯が増えています。

また、町内会加入率の低下や役員の高齢化・固定化、民生委員の不足、老人クラブ会員数の減少など、地域活動の担い手の確保なども大きな課題となっております。

帯広市社会福祉協議会では、高齢者や障害のある人などを支援する事業を推進してきましたが、人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、地域住民がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で、自分らしく安心して暮らすことができるよう、地域住民等が支え合う「地域共生社会」の実現に向けて、「第6期帯広市地域福祉実践計画」を策定しました。

策定にあたりましては、帯広市が策定する「第三期帯広市地域福祉計画」との連携や整合性を図るとともに、本会の理事・評議員、福祉関係者からなる「策定委員会」での審議や、「市民意識・社協事業に関するアンケート調査」の実施、第5期帯広市地域福祉実践計画の評価とともに、福祉関係団体等との意見交換会を開催し、計画案への意見反映に努めました。

本会の地域包括支援センターの相談件数は、平成30年度で4,372件と、この3カ年で約1,120件増加し、相談内容も複合化し、困難ケースが増えています。

また、成年後見支援センターにおいても、法人後見の受任件数が平成26年度の4件から平成30年度は約1.3倍の51件に年々増加し、同様に、複合化し困難ケースが増えています。

こうした困難ケースの増加に対応するため、社協の生活資金貸付事業や地域包括支援センター、成年後見支援センター、母子家庭等就業・自立支援センター、福祉人材バンクなど、さまざまな事業を活用し、町内会や民生委員・児童委員、老人クラブ等関係機関の皆様とも連携・協力し、社協の総合力を活かした、包括的相談・支援体制を構築し、課題解決への取り組みを進めていきたいと考えております。

また、30年にわたり行ってきました「いきいき交流会事業」につきましては、昨今の利用者やスタッフの参加状況、地域交流サロンをはじめとする交流機会の多様化など、ひとり暮らし高齢者を取り巻く環境の変化や春と秋の2回のみの機会提供だけではなく、日常的な交流機会の確保や見守りのあり方などについて見直しを求める声が多く寄せられるようになり、本計画策定にあたり、あり方を検討した結果、これまでの取組を評価するとともに、前述した新たな地域生活課題に対応した社協の取組を強化していくため30回をもって廃止することといたしました。長年にわたりご協力いただきました個人、関係機関・団体の皆様に心よりお礼申し上げます。

本会におきましては、今後とも、地域福祉の推進を担う中心的な存在として、関係機関・団体の皆様のご協力をいただきながら、基本理念であります「すべての市民が共に支え合い、安心して、生き活きと暮らせるまち おびひろ」の実現を目指して第6期帯広市地域福祉実践計画の着実な推進を図ってまいります。

令和2年3月

社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会
会 長 畑 中 三 岐 子

～ 目 次 ～

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけ	1
3 帯広市の「地域福祉計画」と帯広市社協の「地域福祉実践計画」との関係	2
4 計画の期間	2
第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題	4
1 帯広市の現状	4
（1）市民の状況	4
（2）地域活動・市民活動団体等の状況	8
（3）保健福祉サービスや課題の状況	10
（4）各種窓口相談等件数	13
2 市民アンケート調査の結果	16
3 第5期帯広市地域福祉実践計画の取り組みの評価結果	20
4 今後に向けた課題と基本的考え方について	27
（1）課題について	27
（2）基本的な考え方について	28
第3章 地域福祉推進の考え方	29
1 計画の基本理念	29
2 計画の基本目標	29
3 施策の体系	30
4 地域福祉活動における階層と圏域の考え方	31

第4章 施策の展開	32
【基本目標1】 共に支え合う地域づくり	32
基本方向（1） 地域活動を支える拠点づくり	32
基本方向（2） 地域福祉を担う人材の育成・確保	34
基本方向（3） 地域福祉活動の推進	36
【基本目標2】 安心して生活できる地域づくり	39
基本方向（1） 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進	39
基本方向（2） 包括的な連携体制の確立	44
基本方向（3） 権利擁護の推進	48
【基本目標3】 生き活きと健康で暮らせる地域づくり	53
基本方向（1） 誰もが支え合う地域環境の整備	53
基本方向（2） 健康づくりや介護予防の推進	55
【基本目標4】 安定・継続した法人経営の基盤づくり	58
基本方向（1） 地域から信頼される組織づくりの推進	58
第5章 計画の推進	61
1 計画の推進体制	61
2 計画の周知	61
3 計画の進行管理と評価	61

資料編	6 2
1 第6期帯広市地域福祉実践計画策定までの経過	6 3
2 第6期帯広市地域福祉実践計画策定委員会 設置要領	6 5
3 第6期帯広市地域福祉実践計画策定委員会 委員名簿	6 6
4 第6期帯広市地域福祉実践計画 計画策定プロジェクト会議委員名簿	6 6
5 関係法令等	6 7
6 帯広市社会福祉協議会 事業体系図	7 2
7 帯広市社会福祉協議会 組織図	7 3
8 用語集	7 4

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

わが国では、本格的な少子高齢・人口減少の到来により労働力人口の減少や地域経済の縮小、地域コミュニティの活力低下など、さまざまな影響が懸念されています。

また、認知症や単身世帯の増加、社会的孤立、中高年の引きこもりなどの課題が顕在化するとともに、地域生活課題もさまざまな分野の課題が絡み合い「複雑化」し、また、個人や世帯において複数の分野にまたがる課題を抱えるなど「複合化」しています。

地域においては、町内会加入率の低下や役員の高齢化・固定化、民生委員の不足、老人クラブ会員数の減少など、地域活動の担い手の確保なども大きな課題となるとともに、これまでの地域組織そのもののあり方や仕組みなどについても、検討が必要となってきました。

帯広市社会福祉協議会（以下「本会」という。）では、これまで「ともに支え合う、安心・安全・福祉のまちづくり」を基本理念として、地域住民や関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者や障害のある人などの支援をするため、さまざまな事業を推進してきました。

人々の暮らしや社会構造の変化を踏まえ、地域住民がさまざまな地域生活課題を抱えながらも、住み慣れた地域で、自分らしく、安心して暮らすことができるよう、地域住民等が支え合い、一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを進めることを目的として第6期計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

1982（昭和57）年、北海道社会福祉協議会（以下「道社協」という。）は、重点方針として「地域福祉実践計画推進事業」を掲げ、1985（昭和60）年を初年度とする5カ年計画の策定を推進し、本会も第1期の地域福祉実践計画を策定しました。

地域福祉実践計画は、地域住民と地域で社会福祉に関わる活動をしている人、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する人たちがお互いに協力して策定する、地域福祉の推進を目的とする民間の活動計画です。

本会においては、これまで以下のとおり5期にわたり計画を策定してきました。

期	計 画 の 名 称	計 画 期 間
第1期	地域福祉実践計画	昭和60年度～平成 元年度（ 5年間）
第2期	第2期地域福祉実践計画	平成 5年度～平成14年度（10年間）
第3期	おびひろ地域福祉実践プラン （第3期帯広市地域福祉実践計画）	平成19年度～平成21年度（ 3年間）
第4期	おびひろ地域福祉実践プラン （第4期帯広市地域福祉実践計画）	平成22年度～平成26年度（ 5年間）
第5期	おびひろ地域福祉実践プラン （第5期帯広市地域福祉実践計画）	平成27年度～令和 元年度（ 5年間）
第6期	第6期帯広市地域福祉実践計画	令和 2年度～令和 6年度（ 5年間）

3 帯広市の「地域福祉計画」と帯広市社協の「地域福祉実践計画」との関係

国から示された「地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進について（2017（平成29）年12月12日社援発1212第2号）」という市町村地域福祉計画の策定ガイドラインでは、市町村社協の役割について、次のとおり記載されています。

地域福祉を推進する様々な団体より構成された市町村社会福祉協議会は、社会福祉法において地域福祉を推進する中心的な団体として明確に位置付けられている。

また、社会福祉協議会は、元来、地域住民主体を旨とした地域住民の参加の推進やボランティア、福祉教育、まちづくり等の実績を有することを踏まえ、地域福祉計画の策定に当たっては市町村の計画策定に積極的に協力することが期待される。

なお、社会福祉協議会が中心となって策定している地域福祉活動計画は、住民等の福祉活動計画として地域福祉の推進を目指すものであることから、地域福祉計画と一体的に策定したり、その内容を一部共有したり、地域福祉計画の実現を支援するための施策を盛り込んだりする等、相互に連携を図ることが求められている。

また、令和2年度からスタートする帯広市の「第三期帯広市地域福祉計画」においては、本会の役割が次のとおり記載されています。

社会福祉協議会は、社会福祉法により、地域福祉の推進を担う団体として明確に位置付けられており、その中心的な存在として、市民と地域活動団体、福祉サービス事業者、行政との連携を図りながら、地域における課題の把握や、課題に対応した事業を展開することが期待されます。

このように帯広市の「地域福祉計画」と帯広市社協の「地域福祉実践計画」は、次ページの相関図にありますように、相互に連携し、補完・役割分担する関係にあります。

第6期帯広市地域福祉実践計画の策定にあたっては、帯広市のアンケート調査票に帯広市社協に係る質問項目を盛り込むなど、帯広市と連携・協力しながら策定作業を進めてきました。

前述の国からの通知などを踏まえ、今回の計画の策定にあたっては、同じ地域で福祉のまちづくりを目指すという観点から、帯広市の地域福祉計画の「基本理念」、「基本目標」、「基本方向」を共有するとともに、帯広市の基本目標に本会独自の基本目標を加え、社協としての現状や課題を整理し、具体的な取り組みとして各種事業に取り組みます。

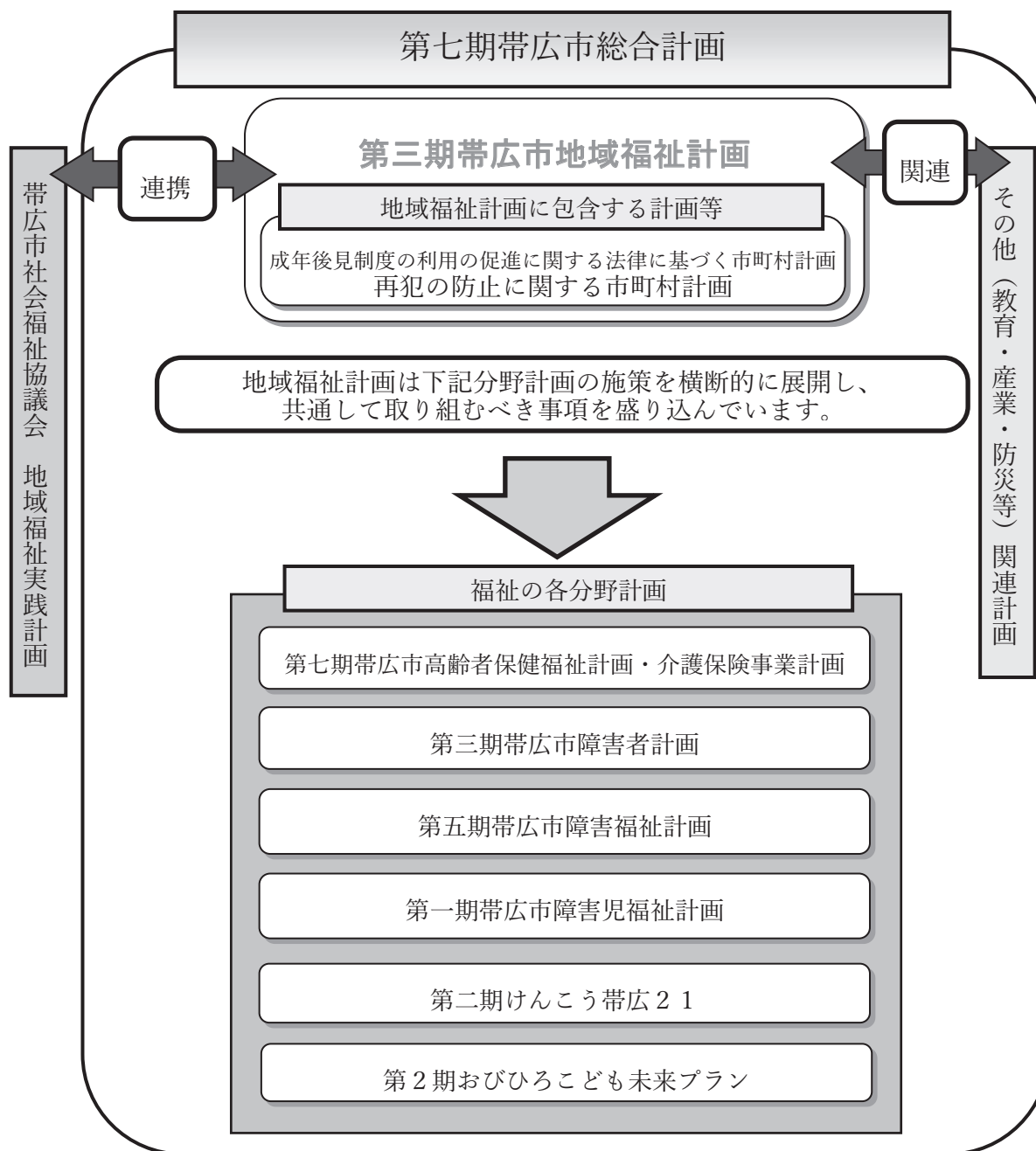
なお、計画の策定にあたっては、住民意識アンケートと事業に関する意識調査、並びに第5期計画の事務事業評価を行い、計画案策定の参考としたほか、「第6期帯広市地域福祉実践計画策定委員会」での審議や、市民や団体からご意見をお聴きし反映に努めました。

4 計画の期間

本計画の期間は、2020（令和2）年度から2024（令和6）年度までの5年間とします。

なお、全国、都道府県・市区町村社協の動向や社会情勢の変化など、必要に応じて計画の見直しを検討することとします。

【帯広市の「地域福祉計画」と帯広市社協の「地域福祉実践計画」の相関図】



※帯広市作成「第三期帯広市地域福祉計画」より引用

第2章 帯広市の地域福祉の現状と課題

1 帯広市の現状

帯広市及び本会の各種統計資料に基づく、地域福祉を取り巻く状況は次のとおりです。

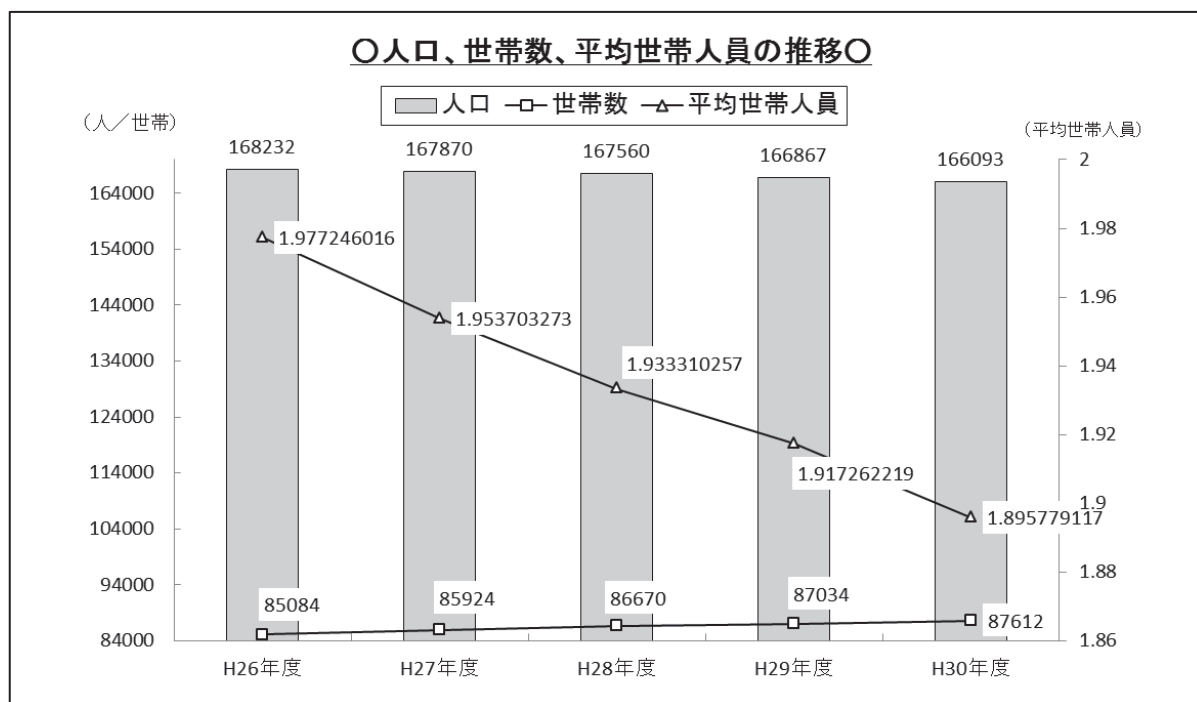
(1) 市民の状況

帯広市の総人口は、平成30年度時点で166,093人となっており、人口、平均世帯数は過去5年間を通し、減少傾向が続いていますが、世帯数は緩やかな増加傾向にあります。

年齢別では、65歳以上の人口割合が増加している反面、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）の割合は減少傾向にあります。

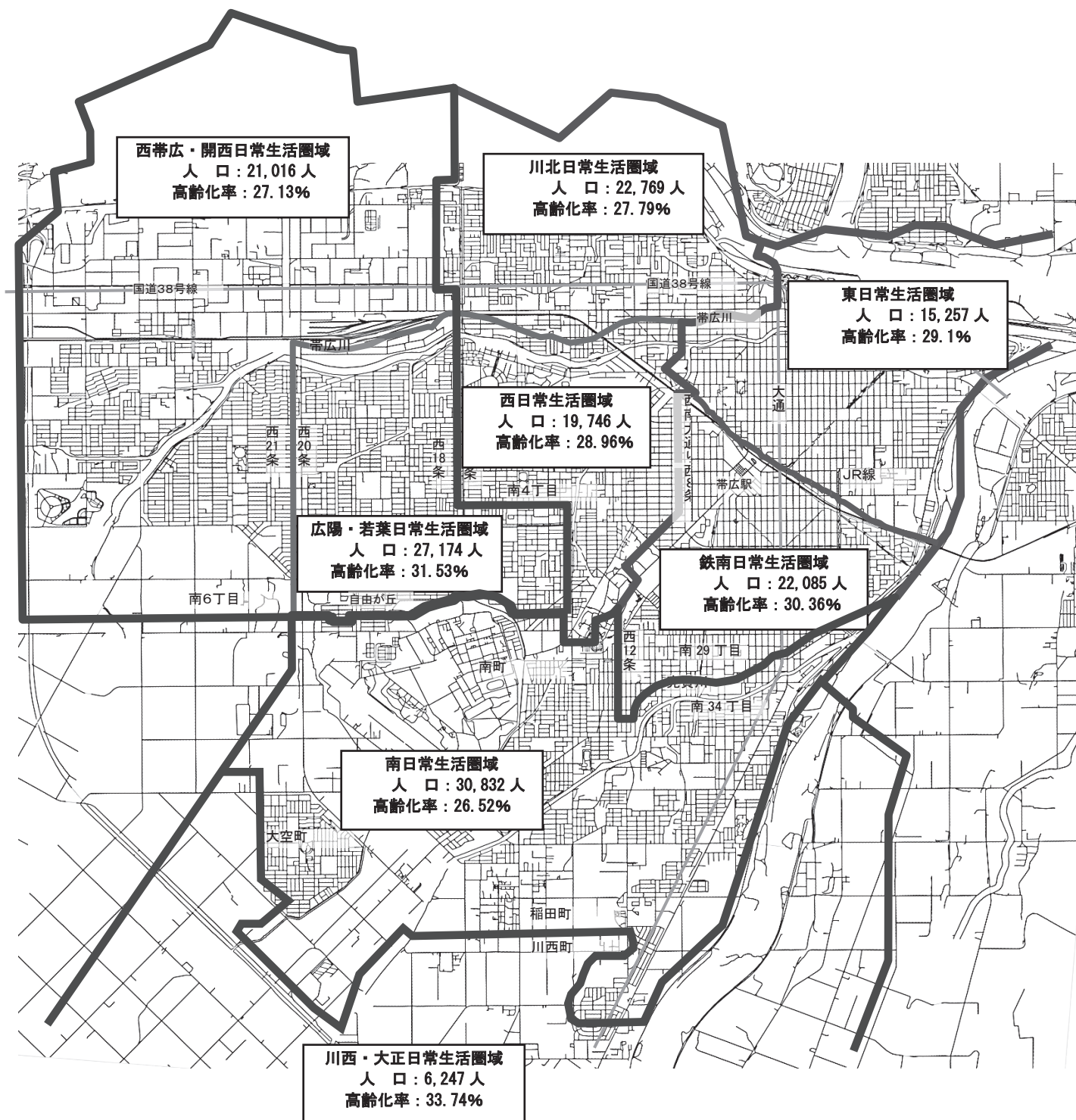
出生数は減少傾向にあり、特に平成30年度は他年度に比べ、大きく減少している一方、高齢者数及び高齢化率は前期、後期高齢者ともに増加傾向にあり、特に後期高齢者の割合が大きく高まるなど、少子高齢化が進んでいます。

また、高齢者単身世帯数や、知的障害者数、精神障害者数は直近5年間に約2割増加している状況にあります。

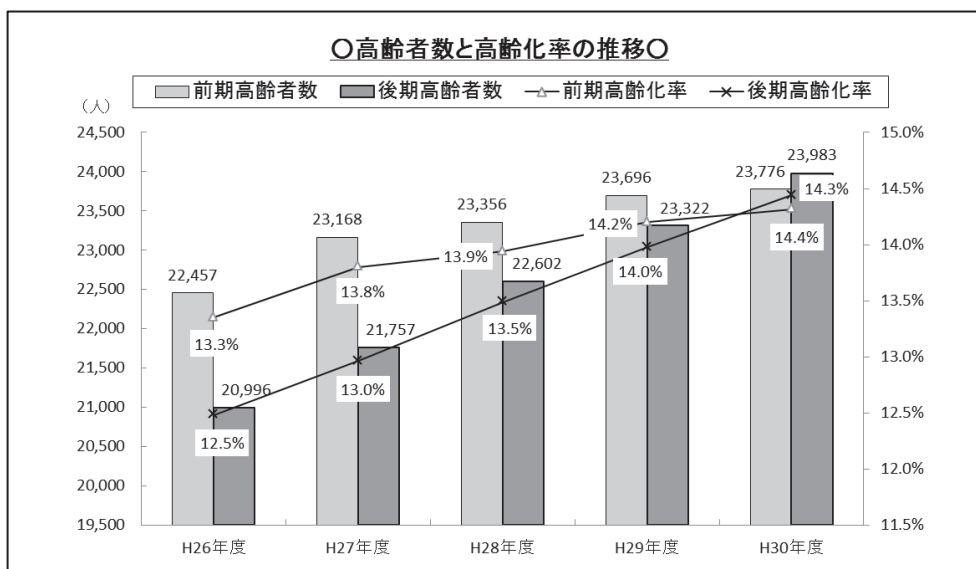
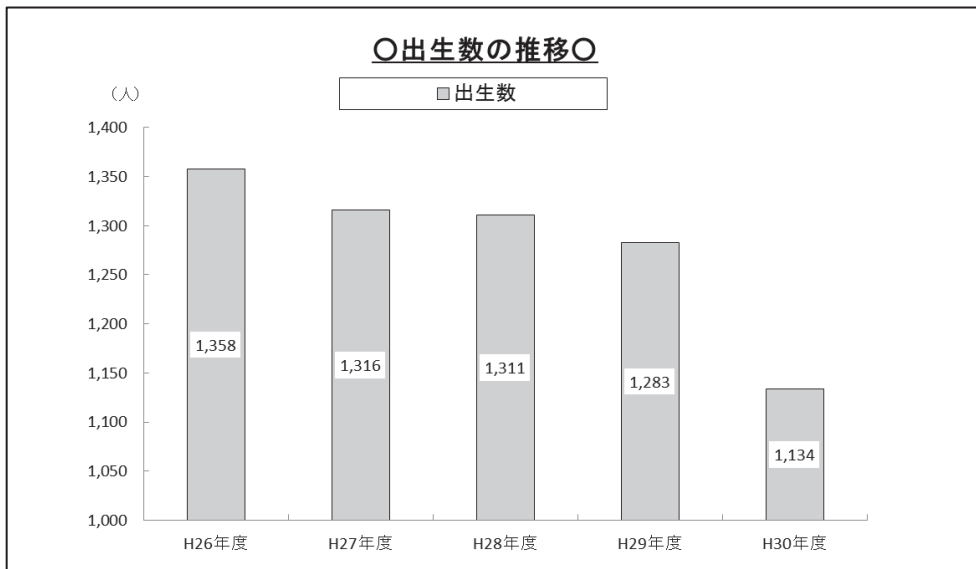
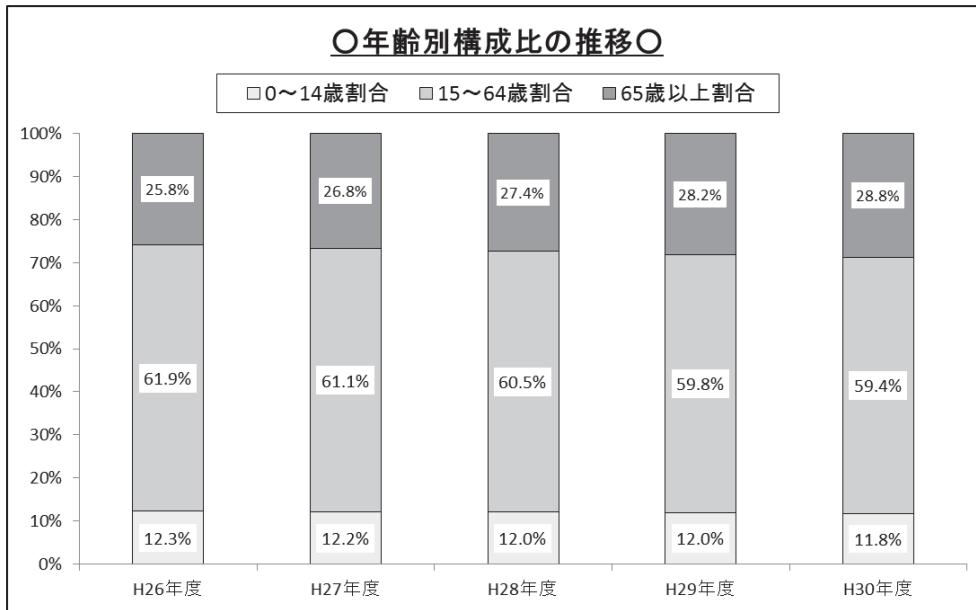


(帯広市住民基本台帳：各年度3月31日現在)

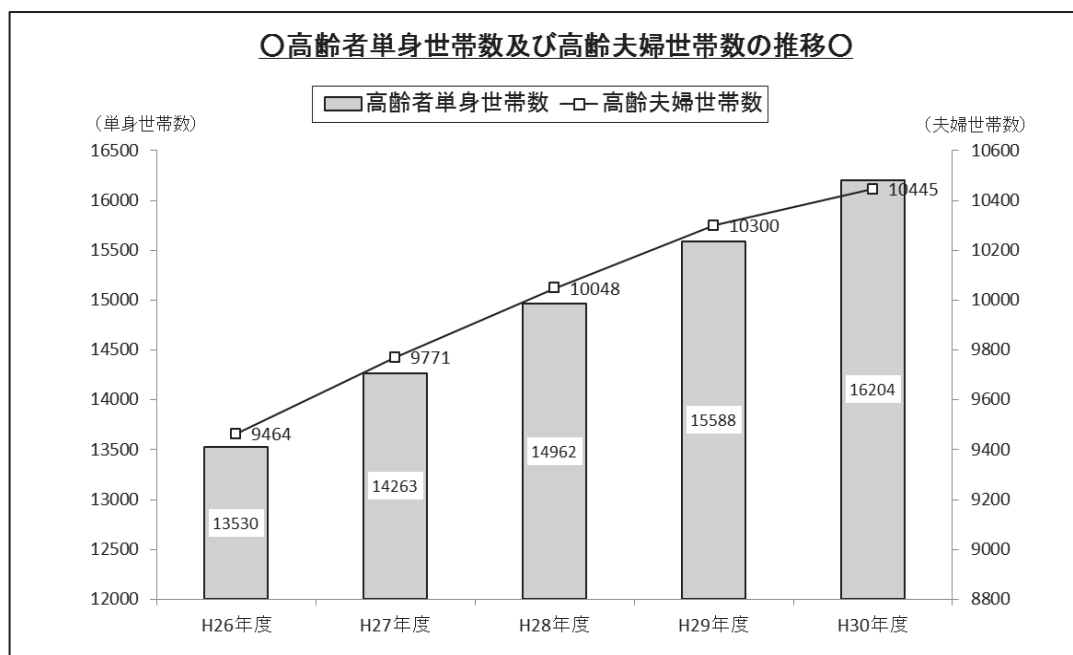
帯広市の日常生活圏域別人口および高齢化率



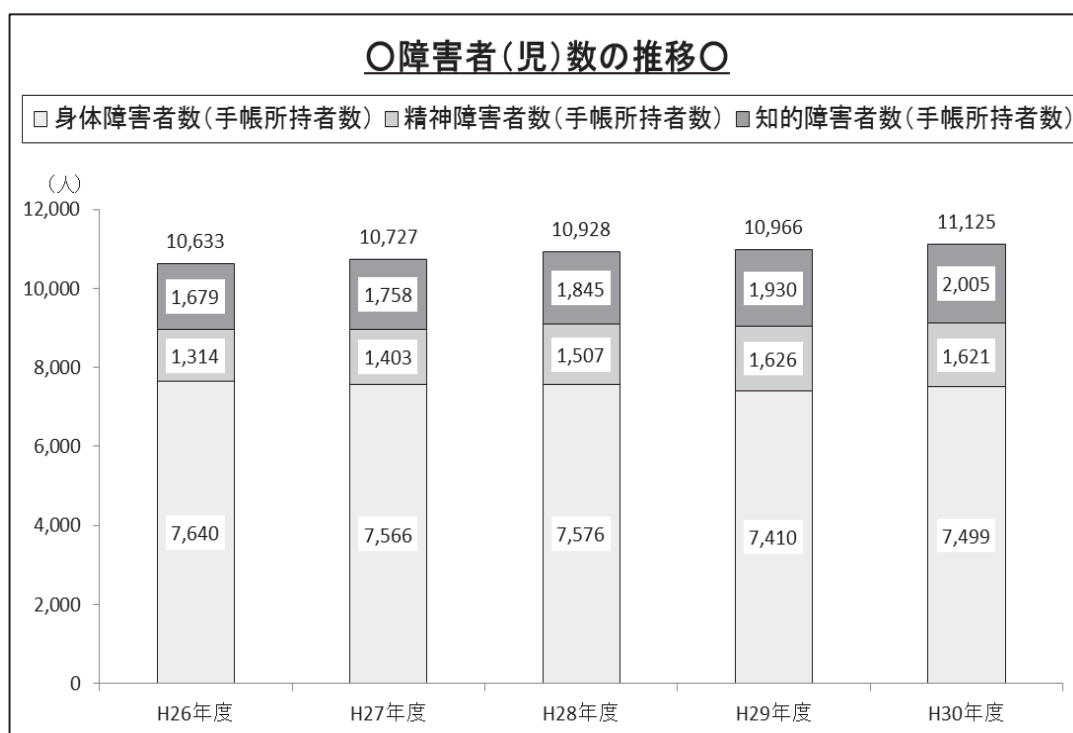
人口・高齢化率：帯広市高齢者福祉課調べ
(平成31年3月末の値)



（各表 帯広市住民基本台帳：各年度3月31日現在）



(帯広市高齢者福祉課調べ：各年度4月当初)



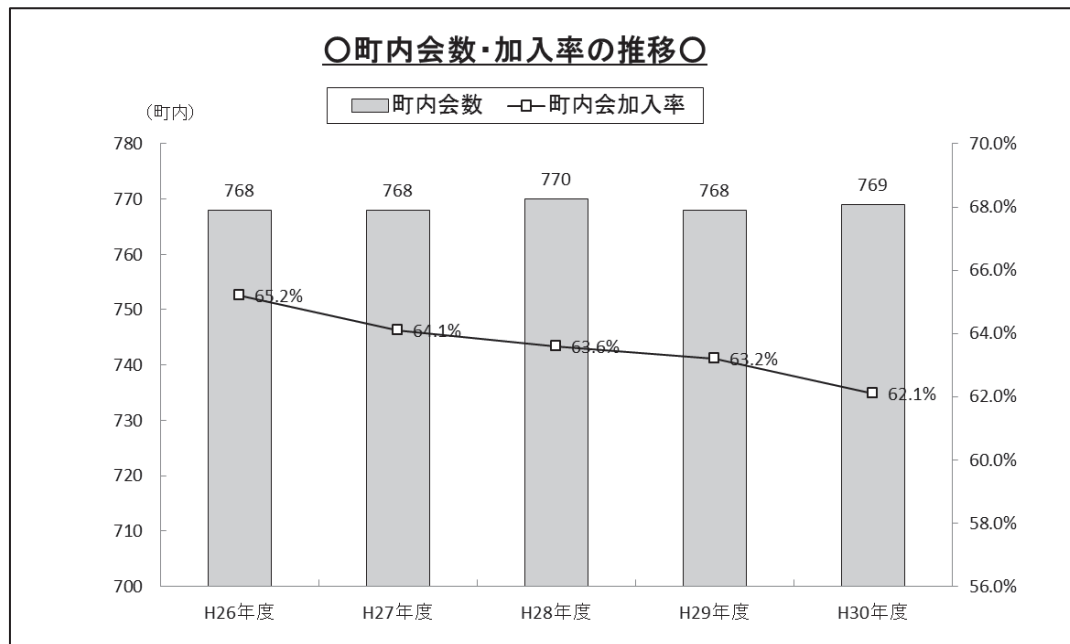
(帯広市障害福祉課調べ：各年度3月31日現在)

(2) 地域活動・市民活動団体等の状況

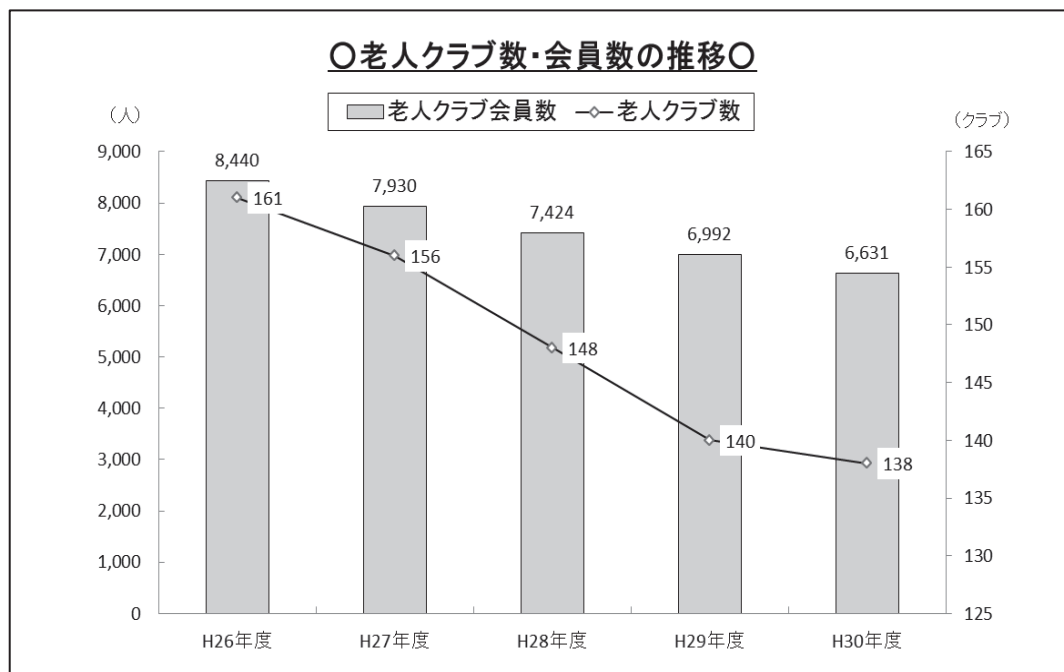
町内会数は横ばい傾向にありますが、加入率については減少傾向にあります。

老人クラブ数、会員数は、減少しており、民生委員・児童委員も欠員数が増加しつつありますが、ボランティア登録団体数については増加傾向にあります。

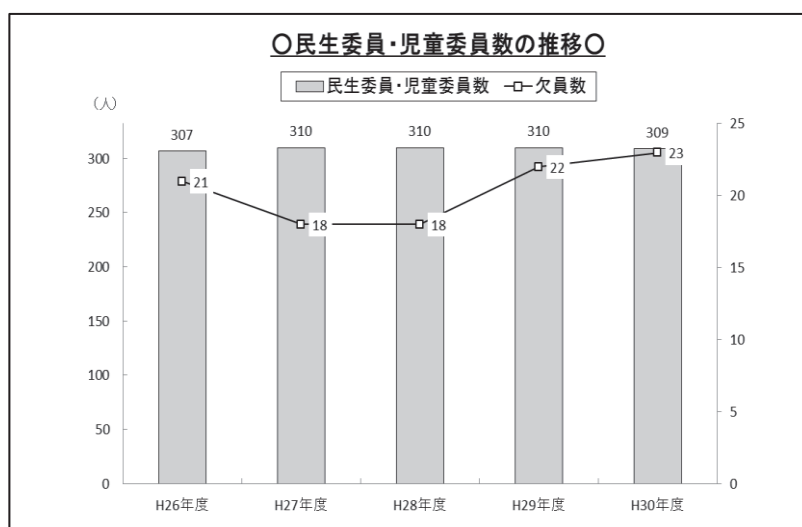
また、帯広市に主たる事務所を置いているNPO法人認証団体数は全体、福祉分野どちらも平成26年度より横ばい傾向にあります。



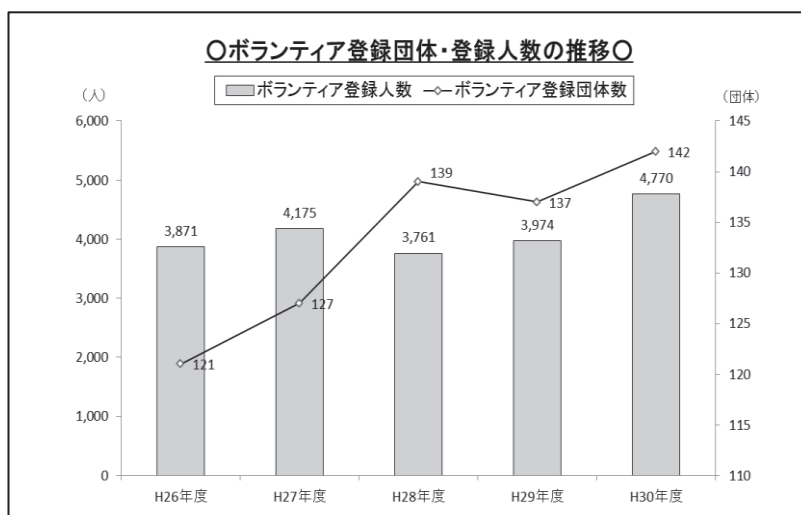
(帯広市市民活動推進課調べ：各年度4月1日現在)



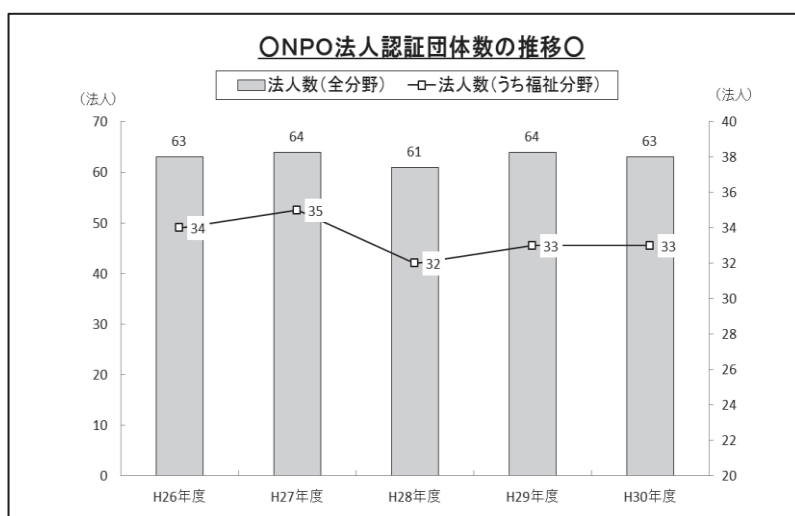
(帯広市社会福祉協議会調べ：各年度3月31日現在)



(帯広市社会課調べ：各年度4月1日現在)



(帯広市社会福祉協議会調べ：各年度3月31日現在)



(十勝総合振興局環境生活課調べ：各年度3月31日現在)

(3) 保健福祉サービスや課題の状況

本市の要介護認定者数は、直近５年間で約１４％増加し、認知症高齢者数も約１６％増加しています。

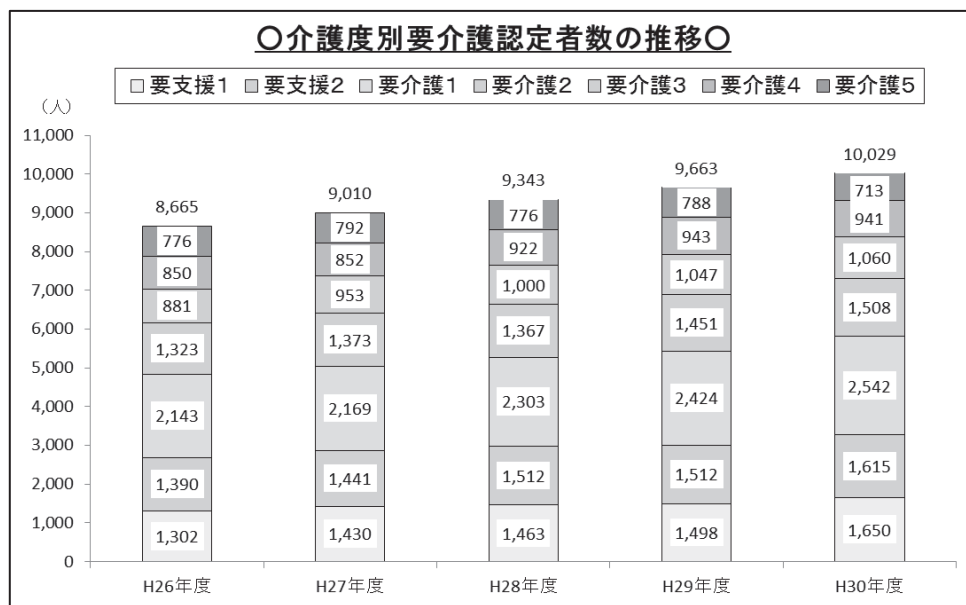
法人後見の受任件数は、平成２６年度の４人から毎年増加傾向にあり、平成３０年度には約１３倍の５１人となり、令和元年末には６０人と想定されています。

日常生活自立支援事業の利用件数は、平成２８年度の３０人から減少傾向にありますが、平成３０年度からは約２０人前後で推移しています。

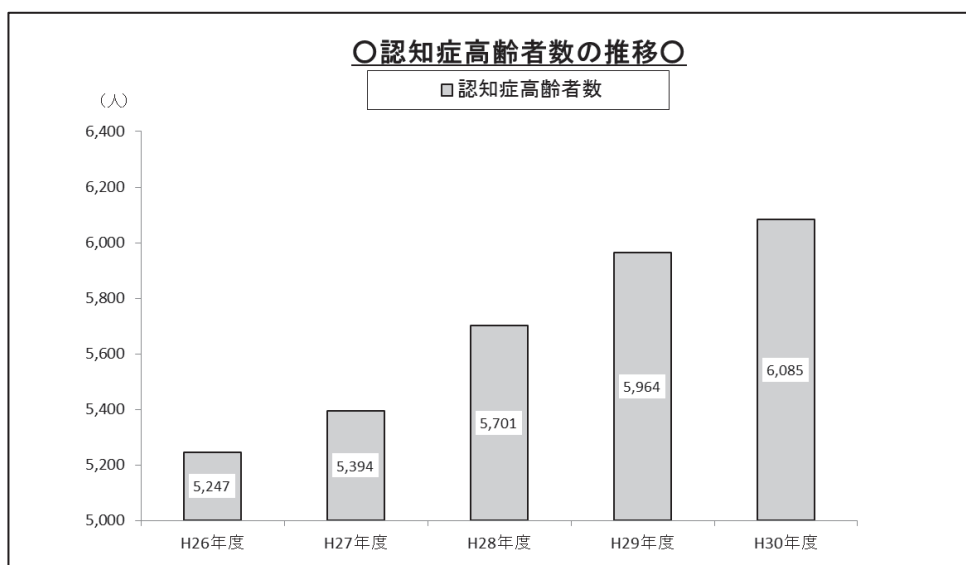
市民後見人の養成講習受講者は、平成２６年度は４４名の参加でしたが、平成２７年度以降２０名前後で推移し、法人後見の増加により人員の確保が求められています。

被保護世帯数は横ばいとなっていますが、被保護人員は減少傾向にあります。

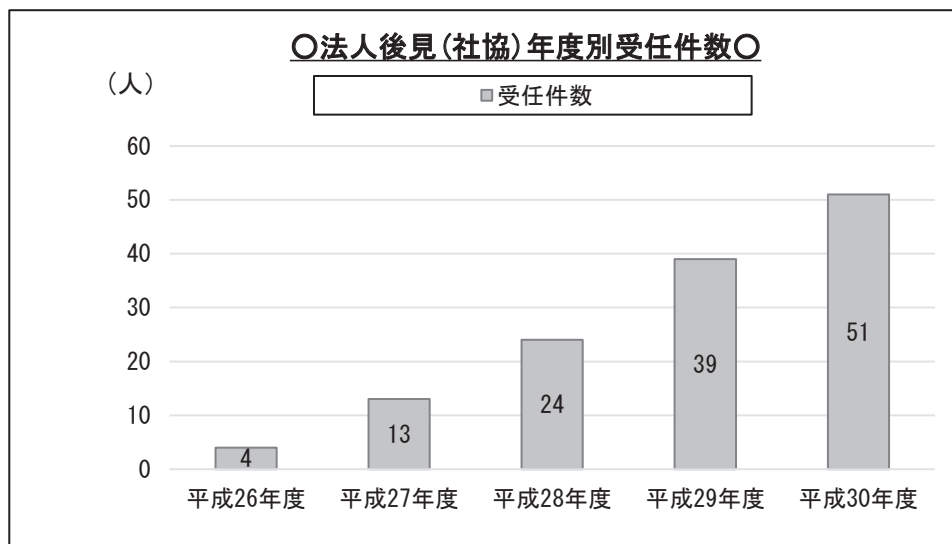
虐待認定件数は高齢者において、平成３０年度に認定件数が増加しており、児童虐待についても平成２８年度より増加しています。



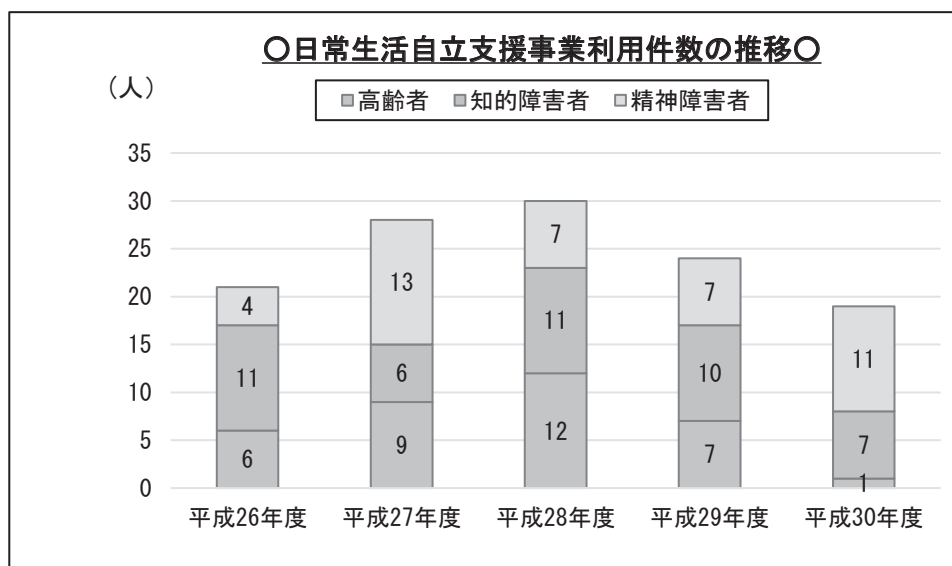
(帯広市介護保険課調べ：各年度３月３１日現在)



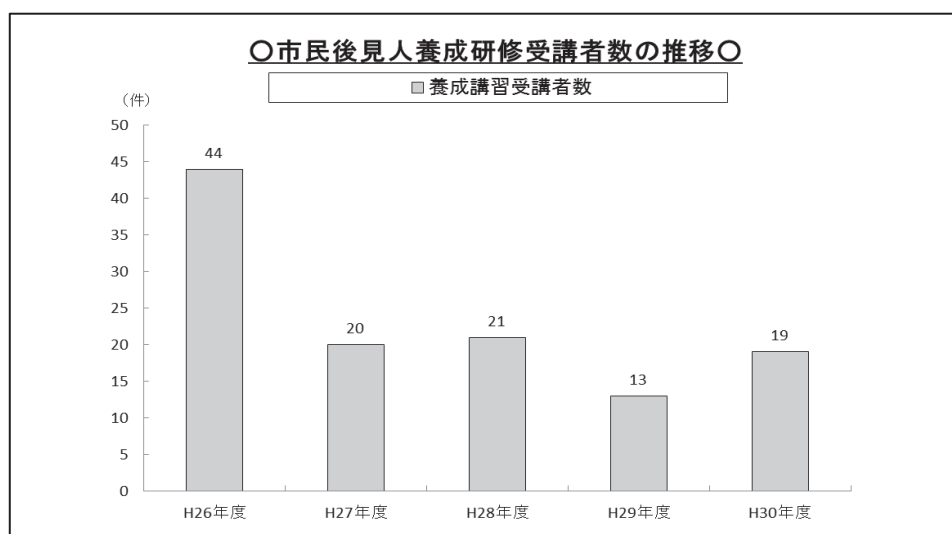
(帯広市高齢者福祉課調べ：各年度３月３１日現在)



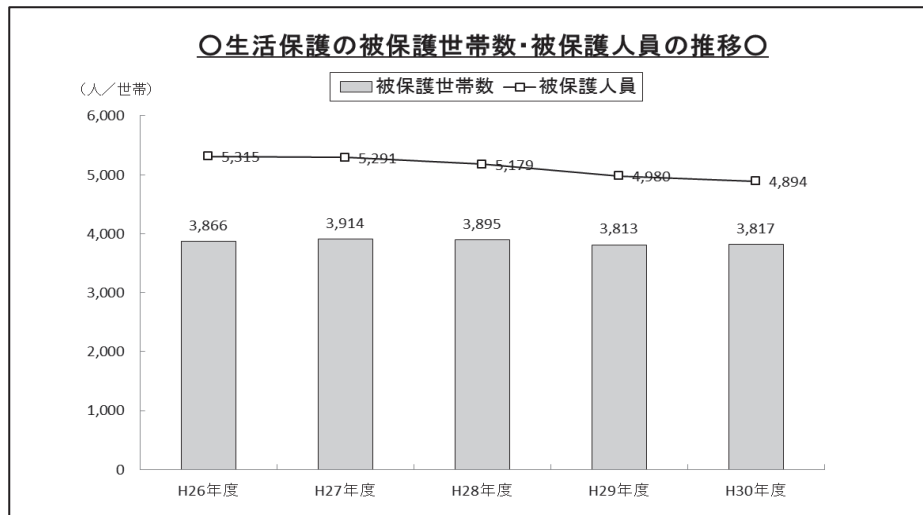
(帯広市成年後見支援センター調べ：各年度3月31日現在)



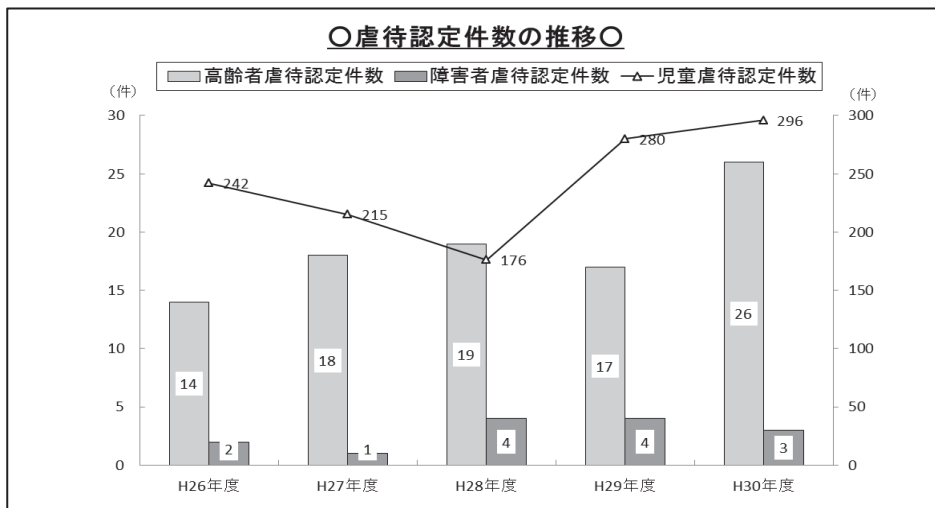
(帯広市成年後見支援センター調べ：各年度3月31日現在)



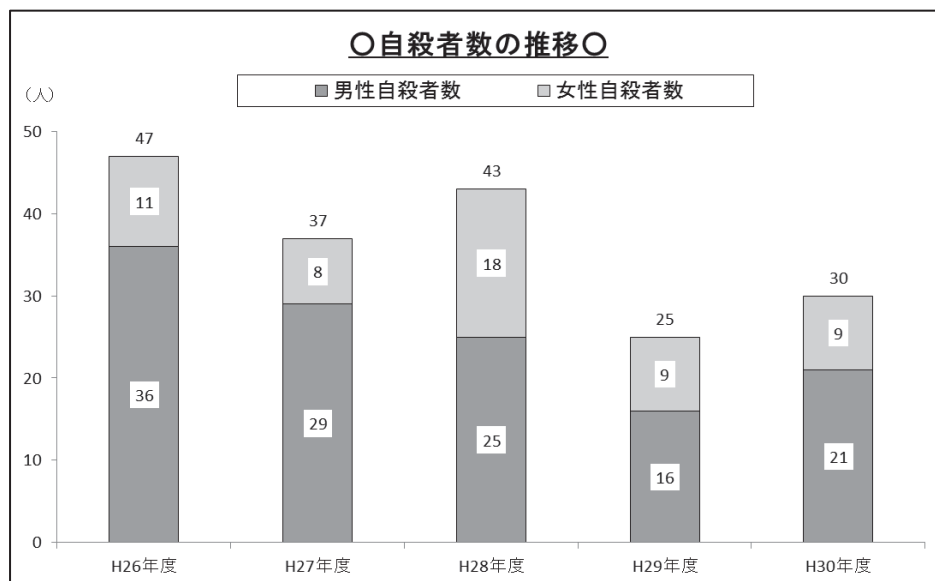
(帯広市社会福祉協議会調べ：各年度3月31日現在)



(帯広市保護課調べ：各年度3月31日現在)



(帯広市高齢者福祉課、障害福祉課、十勝総合振興局児童相談室調べ：各年度3月31日現在)



(帯広市健康推進課調べ：各年度3月31日現在)

(4) 各種窓口相談等件数

帯広市の保健福祉に関する総合相談件数（申請等を含む）は平成27年度に増加しましたが、その後は横ばい傾向にあります。

地域包括支援センターへの相談件数は、年々増加の傾向にありますが、本会の地域包括支援センターにおいても年々増加しており、相談内容が複合化しています。

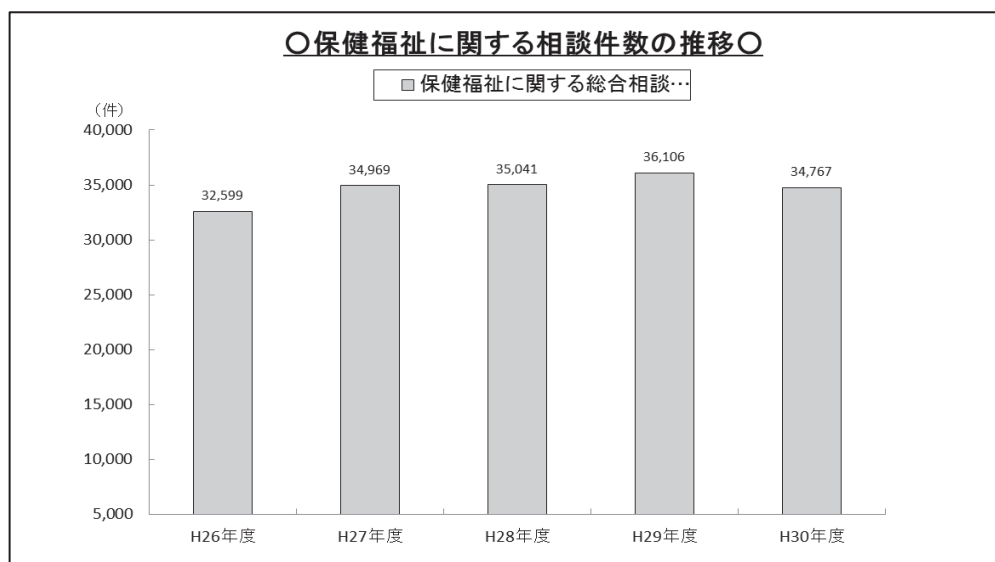
障害のある人の相談件数（申請等を含む）は平成28年度に増加しましたが、その後は横ばい傾向にあります。

子育て支援総合センターへの相談件数は平成29年度に増加しています。

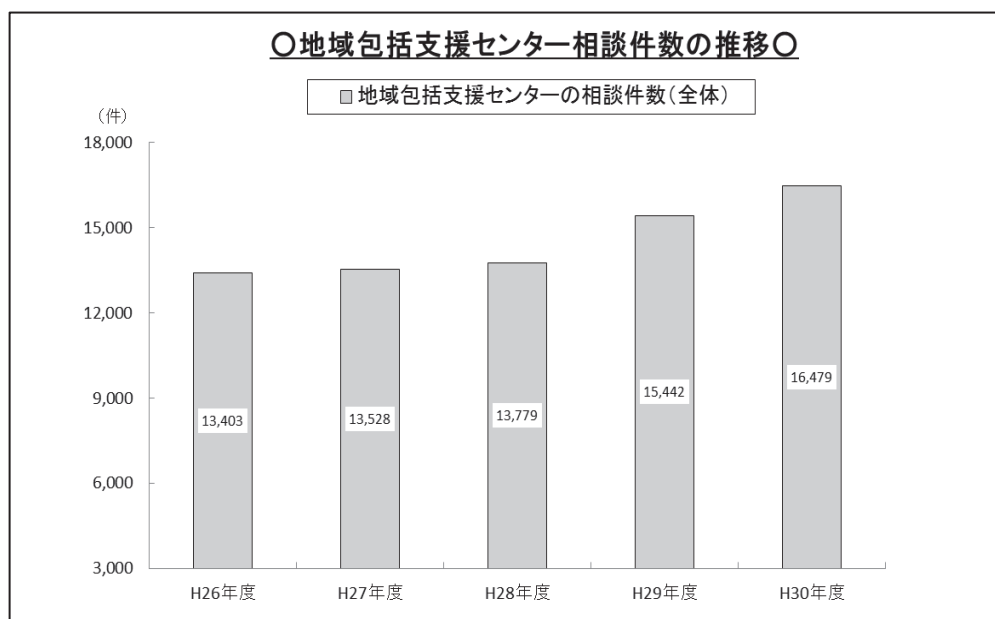
帯広市保護課の相談件数は平成28年度より1,000件程度で推移していますが、ふらっとの相談件数は平成29年度に減少しています。

民生委員・児童委員の相談支援件数は、平成28年度以降減少傾向にあります。

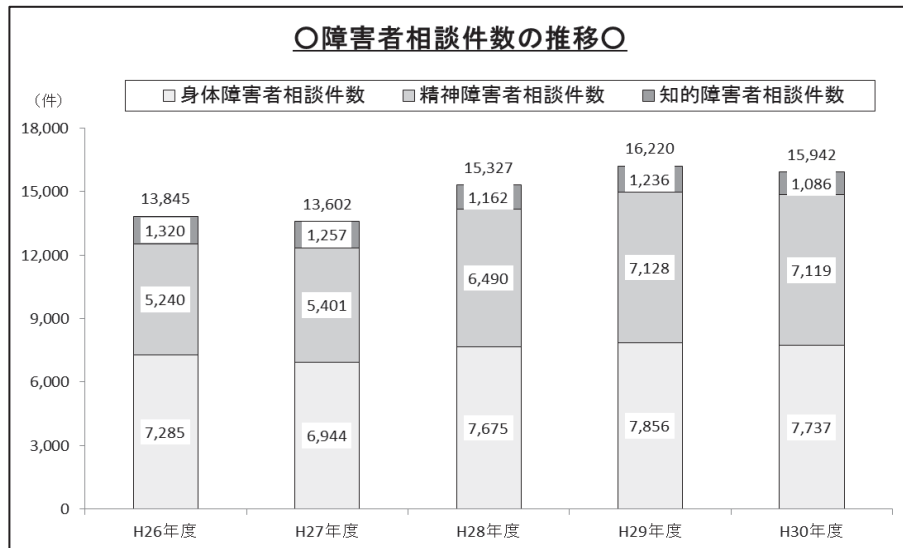
地域ケア会議の開催回数は平成26年度から増加傾向にあります。



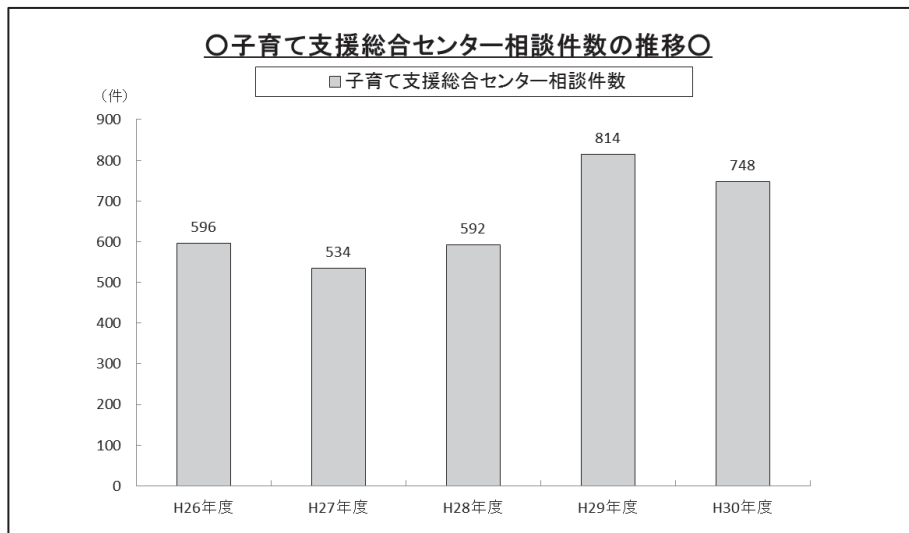
(帯広市高齢者福祉課調べ：各年度3月31日現在)



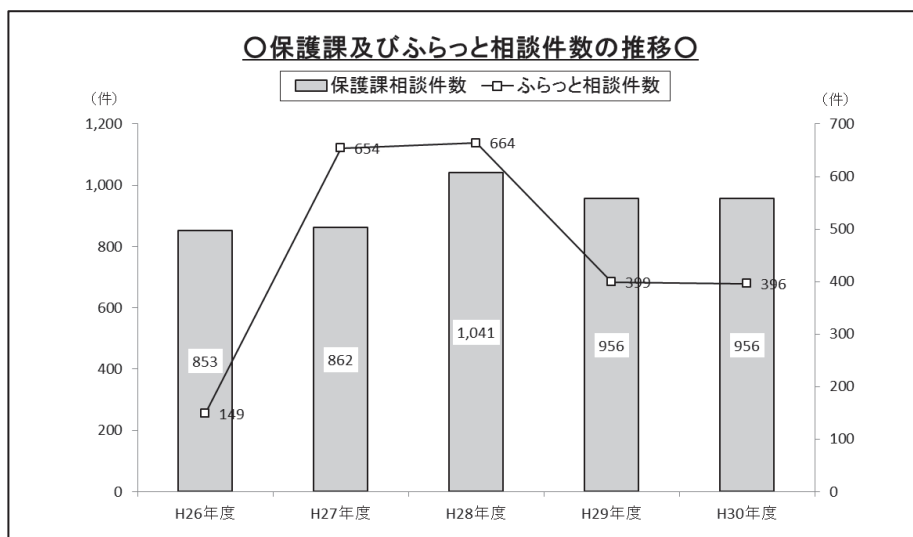
(帯広市高齢者福祉課調べ：各年度3月31日現在)



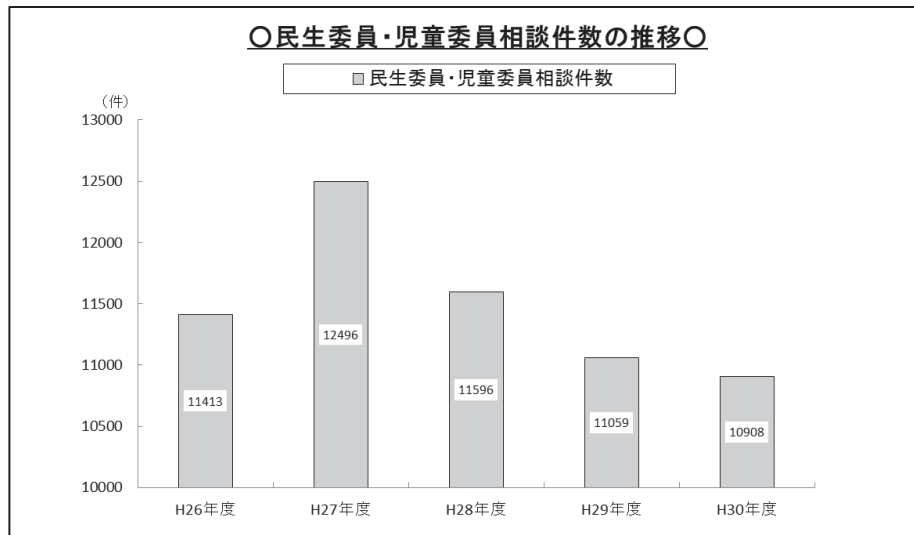
（帯広市障害福祉課調べ：各年度3月31日現在）



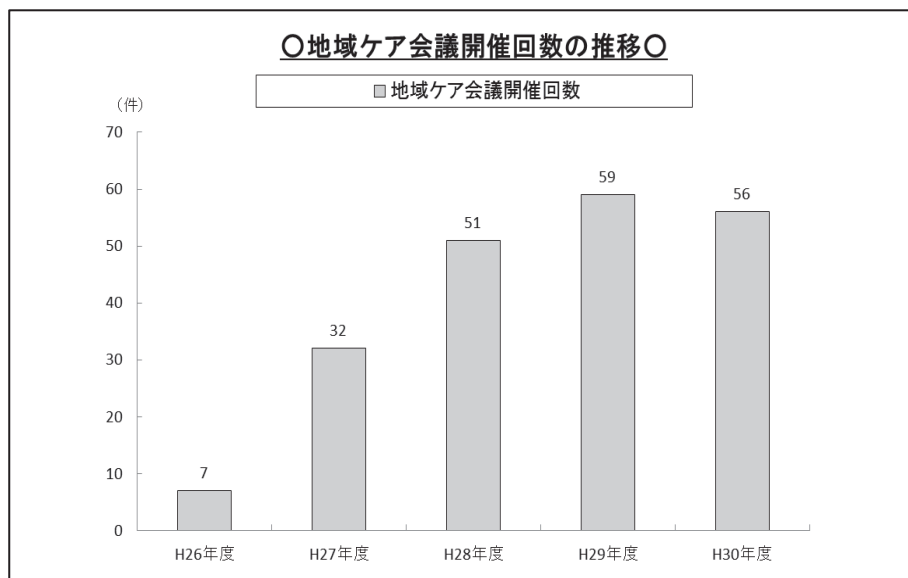
（帯広市子育て支援課調べ：各年度3月31日現在）



（帯広市保護課 自立相談支援センターふらっと調べ：各年度3月31日現在）



(帯広市社会課調べ：各年度 3 月 3 1 日現在)



(帯広市高齢者福祉課調べ：各年度 3 月 3 1 日現在)

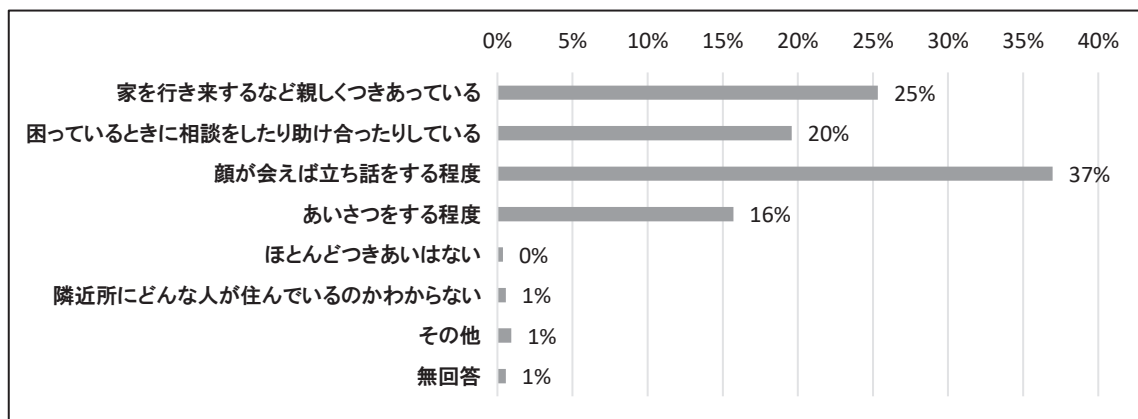
2 市民アンケート調査の結果

本会の「帯広市地域福祉実践計画」策定の基礎資料とすることを目的に、市民が地域福祉活動などについて、どのように考えているかを把握するために実施しました。

帯広市に住所を有する本会会員、本会事業の協力者・利用者、帯広市ボランティアセンター登録者、帯広市共同募金委員会、帯広市老人クラブ役員など1,000人を対象に、令和元年10月に実施し、541人から回答をいただきました。(結果については一部抜粋)

【近所との付き合いについて】

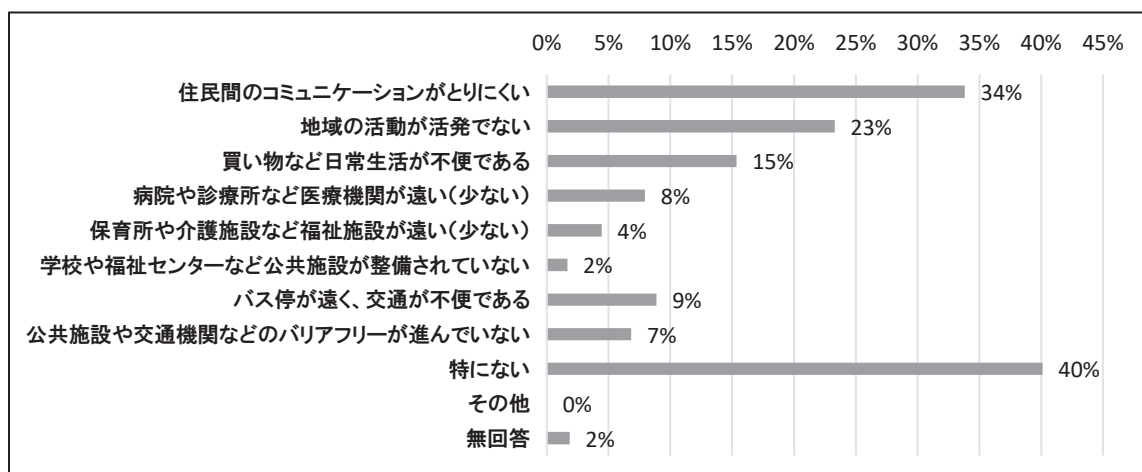
「家を行き来するなど親しくつきあっている」、「困ったときに相談したり助け合ったりしている」、「顔が合えば立ち話をする」、「あいさつをする」など、ほとんどの方が近所付き合いをしていることが伺えました。一方、「ほとんどつきあいはない」、「隣近所にどんな人が住んでいるのかわからない」との回答はほとんど無く、帯広市の調査よりも、社協の関係者は近所付き合いをされていることが伺えました。



【地域の中で気になるところ（不安や不満）について】（複数回答）

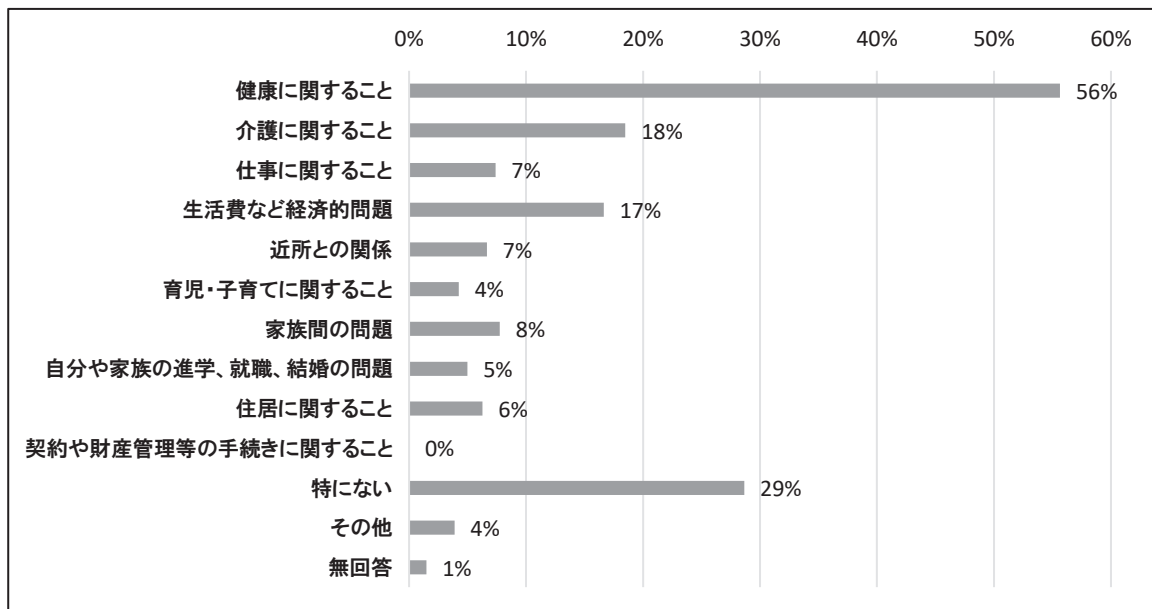
「特にない」が4割で最も多く、次いで、「住民間のコミュニケーションがとりにくい」、「地域の中の活動が活発でない」など、コミュニケーションの希薄化や地域活動の衰退が伺えました。

また、「買い物など日常生活が不便」が15%と、最近の買い物難民と思われる傾向が伺えました。



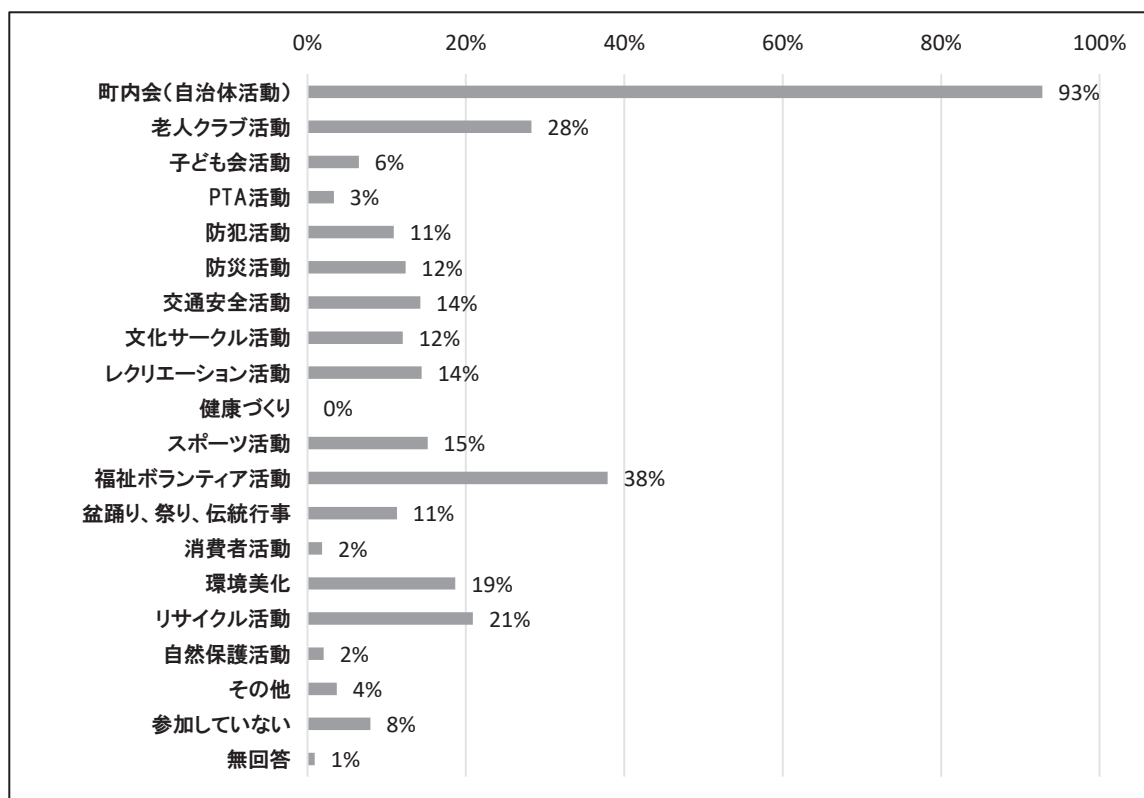
【毎日の暮らしの中での不安や悩みについて】（複数回答）

「健康に関すること」が56%と最も多く、帯広市の調査結果と同じ項目になっています。次いで、「特にない」が29%となっていますが、次の「介護に関すること」、「生活費など経済的問題」は、帯広市の調査結果と同じ項目となっており、住民が抱える毎日の不安や悩みは同じ傾向であると伺えました。



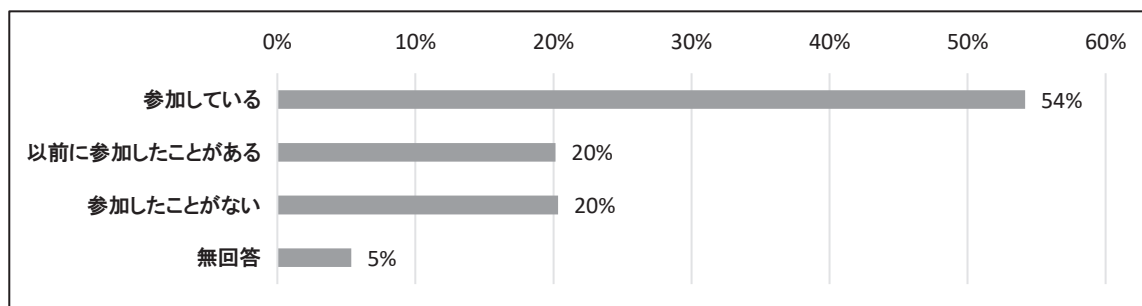
【普段、地域でどのような活動に参加しているかについて】（複数回答）

町内会活動が93%と最も多く、次いで「福祉ボランティア」、「老人クラブ活動」、「リサイクル活動」、「環境美化」と、町内会やボランティア、老人クラブなどの活動が、地域活動の中心となっていることが伺えました。



【ボランティア活動に参加したことがあるかについて】

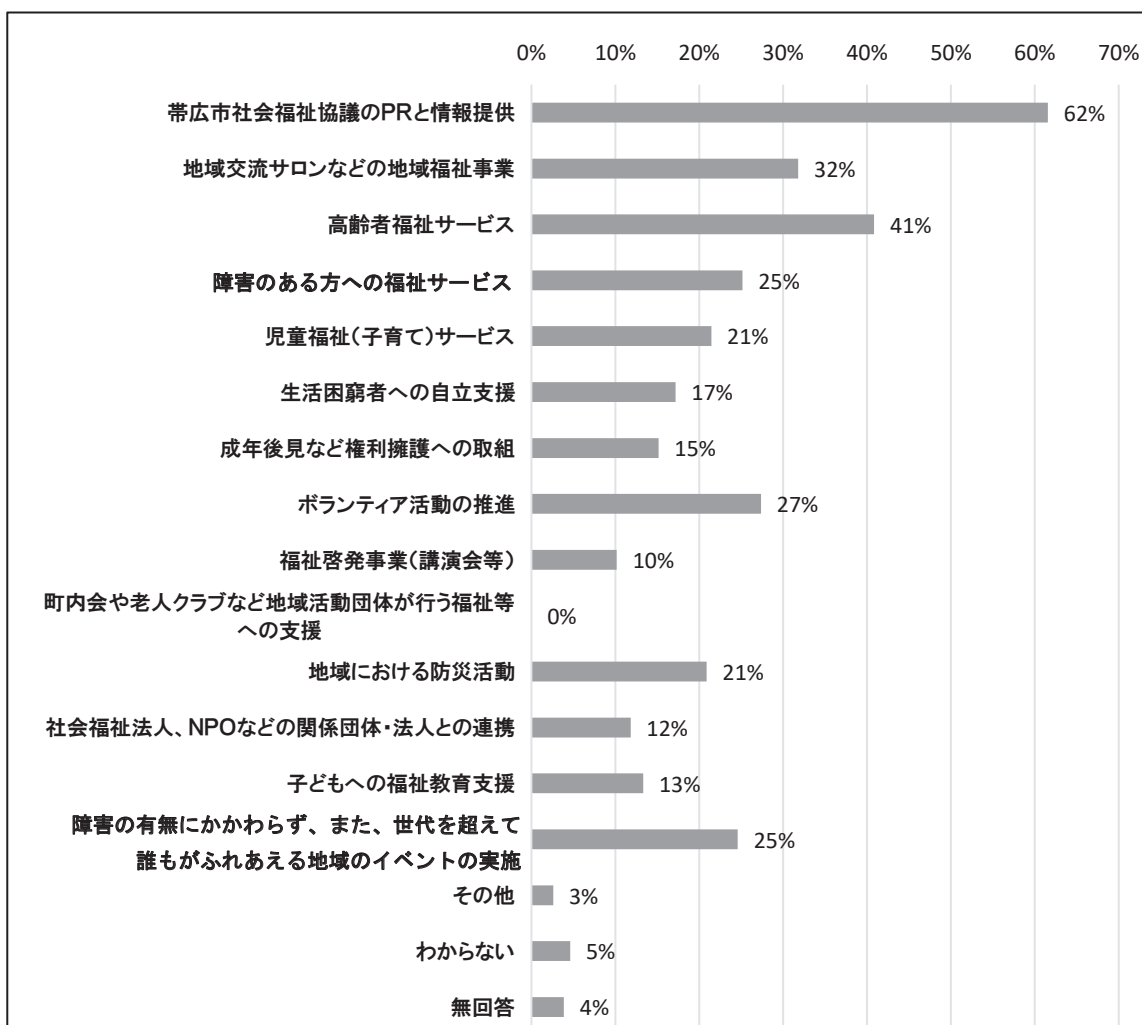
「参加している」が54%と最も多く、「以前参加したことがある」が20%と、社協に関わりのある方々の多くがボランティアに参加していることが伺えます。



【帯広市社会福祉協議会で今後充実してほしい分野の事業について】（複数回答）

「社協のPRと情報提供」が62%と最も多く、次いで「高齢者福祉サービス」、「地域交流サロンなどの地域福祉活動」、「ボランティア活動の推進」などの順になっており、社協活動をもっと知ってもらい取り組みを進める必要があると伺えます。

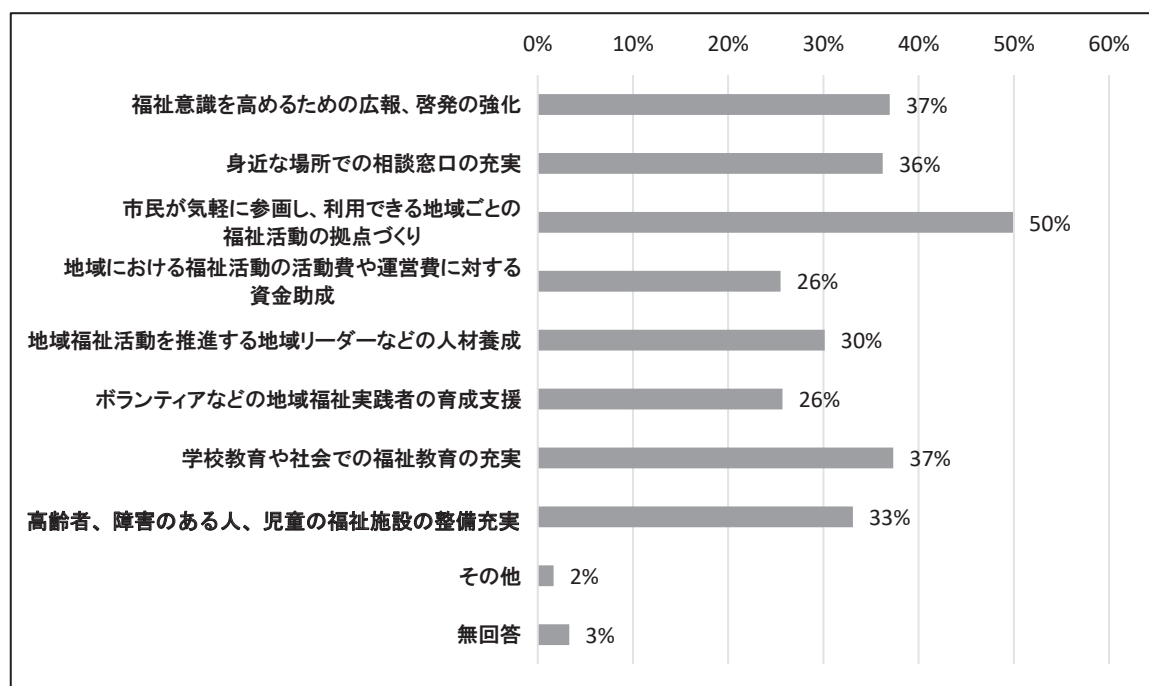
また、少子高齢社会において、高齢者に対する福祉サービスの提供や地域の交流の場の確保、地域の支え合いを進めるためのボランティア活動などが求められていると伺えます。



【地域福祉を推進するために今後重要なことについて】（複数回答）

「福祉活動の拠点づくり」が50%と最も多く、次いで「福祉意識を高めるための広報、啓発活動」、「学校教育や社会での福祉活動」がともに37%で、「身近な場所での相談窓口の充実」が36%の順となっています。

「福祉活動の拠点づくり」や「身近な場所での相談窓口の充実」とともに、「広報、啓発活動」や「福祉教育」が求められていることが伺えます。



地域住民が気軽に参加できる地域交流サロンで
食事や会話を楽しむ皆さん（柏林ハッピーサロン）

3 第5期帯広市地域福祉実践計画の取り組みの評価結果

第5期帯広市地域福祉実践計画（平成27年度～令和元年度）においては、「ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり」を基本理念に、「1 地域の課題を発見・共有し、解決するための仕組みづくり」、「2 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり」、「3 地域づくりを主体的に担う人づくり」、「4 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり」の4つの基本目標に基づき、16の実践計画とそれぞれの具体的な取り組みを進めてきました。

進捗状況については、実践計画と具体的な取り組みごとに、毎年度、4段階で評価しています。

平成27年度から平成30年度までの評価及び基本目標ごとの取り組みの進捗状況については次のとおりです。



「ともに支え合う安心・安全・福祉のまちづくり」をテーマに毎年開催している、社協フェスタ&わいわいタウン帯広で手話コーラスを披露する、手話サークル手と手の皆さん(グリーンプラザ)

平成27年度～30年度の評価

基本目標	実践計画	主な取り組み	年度評価			
			H27	H28	H29	H30
1 地域の課題を発見・共有し、解決するための仕組みづくり	1 多様な方法による安定・継続した住民ニーズの把握	住民意識調査の実施、社協事業からのニーズ把握、福祉団体との意見交換会等の実施	B	B	A	A
	2 高齢者や障害者が安心していきいきと生活できる仕組みづくり	小地域ネットワーク活動・地域交流サロン支援、いきいき交流会実施、市老人クラブ連合会との連携	A	B	C	C
	3 地域福祉活動の充実と障害者の社会参加の促進	地域福祉活動助成事業促進、社協フェスタ&わいわいタウン帯広開催、障害者社会参加事業の推進等	B	C	B	C
2 住民一人ひとりの生活課題を受け止める、解決していくための体制づくり	4 相談機能強化による潜在的ニーズ把握と支援体制の確立	相談支援等のシステムづくり、詐欺被害防止等の情報発信、虐待防止ネットワーク会議への参画等	A	C	B	C
	5 地域での自立生活を促進する経済的支援	福祉資金・生活福祉資金・季節労働者等生活資金等の貸付、交通等災害遺児扶養手当等の給付等	C	B	D	C
	6 地域に密着した自立支援体制の確立	幼児ことばの教室の管理運営、福祉人材バンク運営、母子家庭等就業・自立支援センター事業の促進	C	C	C	C
	7 権利擁護事業の充実	日常生活自立支援事業の推進、成年後見支援センター事業の充実、法人後見事業の推進等	A	A	B	B
	8 介護保険・障害福祉サービスの充実	訪問介護・居宅介護等支援事業の実施、認定調査、介護実習生受入、介護予防・日常生活支援総合事業等	A	A	A	A
	9 地域包括支援センター機能の充実	総合相談支援等の実施、多職種の地域包括支援ネットワーク構築、認知症施策の推進等	B	A	A	A
3 地域づくりを主体的に担う人づくり	10 ボランティアセンター機能の充実	ボランティアセンターの活用・ボランティア登録普及の促進、アドバイザー等の養成強化等	D	C	D	C
	11 子どもからシニアまでのボランティア活動者の発掘と育成	ボランティア養成講座、体験事業の実施、ボランティアモデル校指定事業、福祉体験出前講座の実施等	C	C	C	C
	12 災害時要援護者支援体制の整備	災害ボランティア活動の啓発、災害ボランティア育成、災害ボランティアセンター設置運営取り組み等	B	A	B	A
4 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり	13 地域福祉推進のための組織の構築	グリーンプラザの管理運営、組織運営会議の積極的な活用、効率的な組織体制の構築等	D	C	C	A
	14 社協の住民理解の促進	社協事業等広報活動の取り組み強化等	B	D	B	B
	15 自主財源の安定的確保	会員会費制度、愛情銀行、共同募金制度の理解促進と寄付金の増嵩共同、募金額の増の取り組み等	B	B	C	B
	16 役職員の資質向上と法令遵守	職場研修の充実、理事会・評議員会の役割の明確化と機能強化、資格取得促進による専門職確保等	B	A	B	A

評価	H27	H28	H29	H30	割合
A 基本目標に向かって順調に進んでいる	4	5	3	6	28.1%
B 基本目標に向かってある程度進んでいる	7	4	6	3	31.3%
C 基本目標に向かってあまり進んでいない	3	6	5	7	32.8%
D 基本目標に向かって進んでいない	2	1	2	0	7.8%

基本目標に対する取り組みの進捗状況

【基本目標１】 地域の課題を発見・共有し、解決するための仕組みづくり

実 践 計 画	具体的な取り組み
1 多様な方法による安定・継続した住民ニーズの把握	①住民に対する福祉に関する意識調査の実施 ②社協実施事業からのニーズ把握の推進 ③福祉関係団体との定期的な意見交換会の実施
2 高齢者や障害者が安心していきいきと生活できる仕組みづくり	①小地域ネットワーク活動推進事業への支援 ②地域交流サロン事業への支援 ③いきいき交流会事業の実施 ④帯広市老人クラブ連合会との連携
3 地域福祉活動の充実と障害者の社会参加の促進	①地域福祉活動助成事業の促進 ②「社協フェスタ&わいわいタウン帯広」の開催 ③障害者社会参加促進事業の推進 ④障害者週間記念事業の推進 ⑤福祉機材等の貸出事業の実施 ⑥地域と連携した活動を行うための調査・研究

多様な方法による安定・継続した住民ニーズの把握については、帯広市の生活支援体制整備事業に参画し、福祉関係団体が地域課題解決など協議の場として川北圏域に「帯広未来づくり広場（第2層協議体）」を整備しました。

社協事業からのニーズ把握については、生活相談の吸い上げからのニーズ検討などシステムがまだ確立されていない状況です。

高齢者や障害のある人が安心していきいきと生活できる仕組みづくりでは、地域交流サロンについては、参加者は年間約14,000人、支援スタッフを加えると約20,000人を超える住民が参加していますが、参加者の減少やスタッフの高齢化、会場の確保などの問題を抱えています。

また、いきいき交流会については、参加者数が対象者の15%程度で推移するとともに、元気で日常的に交流の機会の多い参加者が大部分を占めるなど、実施から31年を経過し、廃止を含めた整理・検討が必要となっています。

また、帯広市老人クラブ連合会はクラブ数や会員数が急激に減少しており、各町内会とも連携を図りながら「健康・友愛・奉仕」の三大運動を地域全体に広められるような取り組みを検討していく必要があります。

地域福祉活動の充実と障害のある人の社会参加の促進については、地域福祉活動助成事業の利用促進や社協フェスタ&わいわいタウン帯広、障害者社会参加促進事業などの事業効果をより高めていくため、事業内容の充実を図っていく必要があります。

【基本目標２】 住民一人ひとりの生活課題を受け止め、解決していくための体制づくり

実 践 計 画	具体的な取り組み
4 相談機能強化による潜在的ニーズの把握と支援体制の確立	①相談体制の確立によるニーズの明確化と課題解決のためのシステムづくり ②わかりやすい福祉情報の提供 ③高齢者・障害者虐待防止ネットワーク会議への参画 ④振り込め詐欺等の被害防止関係情報の発信 ⑤きづきネットワークへの参画
5 地域での自立生活を促進する経済的支援	①福祉資金の貸付事業の実施 ②生活福祉資金貸付事業の促進 ③季節労働者等生活資金の貸付事業の実施 ④交通等災害遺児扶養手当、修学費の給付事業の実施 ⑤災害被災世帯への援護金支給事業の実施 ⑥要援護世帯への冬期プロパンガス割引事業の実施
6 地域に密着した自立支援体制の確立	①幼児ことばの教室管理運営事業の実施 ②福祉人材バンク運営事業の促進 ③母子家庭等就業・自立支援センター事業の推進
7 権利擁護事業の充実	①日常生活自立支援事業の推進 ②成年後見支援センター事業の充実 ③法人後見事業の推進 ④（仮）地域生活総合サポート事業の創設
8 介護保険・障害福祉サービスの充実	①訪問介護事業、居宅介護事業及び重度訪問介護事業・移動支援事業の実施 ②居宅介護支援事業、介護予防支援事業の実施 ③認定調査業務の実施 ④介護実習生の受入事業の実施 ⑤介護予防・日常生活支援総合事業の検討及びその取り組み
9 地域包括支援センター機能の充実	①包括的支援事業の実施（総合相談支援・権利擁護等） ②認知症施策の推進 ③多職種協働による地域包括支援ネットワークの構築 ④生活支援・介護予防サービスの充実・強化 ⑤介護予防の推進 ⑥家族介護者支援・高齢者見守り支援の実施 ⑦地域包括ケアシステムの情報の発信・共有

相談機能強化による潜在的ニーズの把握と支援体制の確立については、各相談部署において日頃より個別相談に適切に対応できる体制は整備されていますが、法人内で一本化された相談支援体制には至っていないため、法人全体で情報共有し解決する手法のシステム化など体制整備に努めていく必要があります。

また、社協だよりやホームページ等による、わかりやすい福祉情報等の提供をはじめ、引き続き高齢者・障害者虐待防止やきづきネットワーク会議に参画し支援体制の確立に努めていく必要があります。

地域での自立生活を促進する経済的支援については、福祉資金等一時的な困窮世帯への貸付など経済的支援の制度が広く知られていないため、引き続き周知に努めていく必要があります。

地域に密着した自立支援体制の確立については、市の委託事業から児童発達支援事業に移行した幼児ことばの教室の相談・指導業務の一層の充実に努めるとともに、人手不足に悩む福祉職場の紹介・就職あっせん等を行う福祉人材バンク事業やひとり親の就業など自立した生活への支援を行う母子家庭等就業・自立支援センターの事業の充実に努めていく必要があります。

権利擁護事業については、日常生活自立支援事業や成年後見支援センター、法人後見の利用者が増加するなど制度が浸透してきていることや、認知症高齢者等が今後も増える見込みであることから、中核機関として成年後見支援センターの機能をさらに充実させていく必要があります。

介護保険・障害福祉サービスの充実については、居宅介護事業や居宅介護支援事業に取り組んでおりますが、介護従事者等の人材不足が課題となっており、関係機関と連携して人材確保の取り組みを進めていく必要があります。

地域包括支援センター機能の充実については、包括的支援事業として総合相談件数が年々増加しており、多職種協働による地域ケア会議の開催などネットワークの構築が進んでいますが、制度の狭間や複合的な課題を抱えた世帯が増加していることから、法人内においても包括的な支援のシステムを検討し、法人全体で対応を図っていく必要があります。



成年後見支援センター「みまもーる」の事務室



看板を設置する米沢則寿市長と畑中三岐子社協会長

【基本目標３】 地域づくりを主体的に担う人づくり

実 践 計 画	具体的な取り組み
10 ボランティアセンター機能の充実	①ボランティアセンター活用促進の取り組み ②ボランティア連絡協議会との連携 ③ボランティア登録普及促進への取り組み ④ボランティアコーディネーターおよびボランティアアドバイザー養成の強化とボランティアニーズの把握 ⑤ボランティア情報の発信
11 子どもからシニアまでのボランティア活動者の発掘と育成	①子どもからシニアまでを対象としたボランティア講座の開催 ②ボランティア体験事業の実施 ③ボランティアグループの育成 ④ボランティアモデル校の指定事業の実施 ⑤福祉教育の推進 ⑥福祉体験出前講座の実施 ⑦有償ボランティア事業等の検討 ⑧ボランティアアドバイザー養成講座の開設 ⑨ボランティア活動への参加支援 ⑩ボランティア研修会等への参加支援 ⑪広域ボランティア活動の推進
12 災害時要援護者支援体制の整備	①帯広市防災会議等への参画 ②災害ボランティア活動の普及・啓発 ③災害ボランティアの育成と登録促進 ④災害ボランティアセンター設置・運営への取り組み ⑤防災資機材等の整備

ボランティアセンター機能の充実については、ボランティア登録団体や人数は増加傾向にありますが、センターの利用やアドバイザー等の養成が進んでいないことから、ボランティア活動を促進していくため、ボランティア団体の紹介や活動状況などボランティアに関する情報発信の充実やアドバイザー等の育成に取り組む必要があります。

子どもからシニアまでのボランティア活動者の発掘と育成については、小中高校を対象としたボランティアモデル校の指定事業や出前講座など福祉教育の推進を図るとともに、養成講座等を通じたボランティア登録やグループづくりの促進など、底辺拡大の取り組みを進める必要があります。

災害時要援護者支援体制の整備については、災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの作成や設置運営訓練を実施しましたが、引き続き災害ボランティア活動の普及・啓発やボランティアの育成、登録を促進していく必要があります。

【基本目標 4】 課題に柔軟に対応し、解決していくための組織づくり

実 践 計 画	具体的取り組み
1 3 地域福祉推進のための組織の構築	①帯広市グリーンプラザの管理運営 ②各種組織運営会議の積極的な活用 ③適切な人事・労務管理の実施 ④効率的な組織体制の構築
1 4 社協の住民理解の促進	①地域福祉実践計画の周知啓発 ②社協事業等広報活動の取り組み強化
1 5 自主財源の安定的確保	①会員会費制度への理解と加入促進の取り組み ②愛情銀行の理解促進と寄付金の増嵩 ③共同募金制度の理解促進と募金額の増への取り組み ④自主財源となる収益事業の実施
1 6 役職員の資質向上と法令遵守の徹底	①職場研修の充実 ②理事会・評議員会の役割の明確化と機能強化 ③法令遵守・リスクマネジメントへの取り組み ④資格取得促進による専門職の確保と養成

地域福祉推進のための組織の構築については、グリーンプラザの利便性向上や貸館機能の充実、効率的な運営が課題であり、利用者の増や運営委員会等の活用を図っていく必要があります。

社協の住民理解の促進については、地域福祉を推進するため、社協がどのような事業や活動に取り組んでいるか住民に周知するため、社協だよりの発行やホームページの充実など広報活動を強化していく必要があります。

自主財源の安定的確保については、会員数や愛情銀行寄付金、共同募金の募金額が減少していることから、会員会費や愛情銀行、共同募金の制度に対する理解を促進するため、住民や事業所等への周知などに努め自主財源の確保を図るとともに、経費の削減を含めた見直しを図っていく必要があります。

役職員の資質向上と法令遵守については、職場研修の充実を図るとともに、資格取得の促進などを通じて専門職の確保を図っていく必要があります。

4 今後に向けた課題と基本的考え方について

帯広市の現状や住民意識アンケート調査、第5期帯広市地域福祉実践計画の取り組みの評価結果から、地域福祉をめぐる課題や本会の取り組みの方向性についてまとめました。

(1) 課題について

〈課題1〉社会的に孤立しがちな世帯等の増加への対応および地域活動の担い手確保

高齢者世帯や独居世帯の増加に加え、地域交流が少なくなり、困り事を抱えていても相談につながらないなど、社会的に孤立しがちな世帯が増加している状況があります。

また、町内会加入率の低下や役員の高齢化・固定化、民生委員の不足など地域活動の担い手確保が大きな課題となっています。

〈課題2〉相談内容の多様化・複合化、制度の狭間の「見えないニーズ」への対応

また、地域包括支援センターに寄せられる総合相談や成年後見支援センターで扱う事案においても、高齢者や障害者福祉、介護保険、生活保護、子育て支援、住宅の確保等各分野を横断するような複合的な課題を抱える事例や、制度的なサービスだけでは対応できないような困難ケースが増えており、これらに対応できる相談・支援体制の構築が求められています。

〈課題3〉ノーマライゼーションの理念の定着・健康づくりへの対応

ノーマライゼーション理念の定着については、高齢者や障害のある人、子どもへの虐待および障害のある人への差別や理解が不十分であることへの対応が課題となっており、地域福祉を推進する上で今後も引き続きノーマライゼーションの考え方の普及啓発や取り組みを進めていく必要があります。

健康づくりへの取り組みについては、健康であることが市民生活の大きな関心事であることがアンケート調査の結果からも伺うことができ、介護予防も含め、日常的に健康づくりに取り組み、地域ぐるみで推進できるような環境づくりを進めていく必要があります。

〈課題4〉社協の安定・継続した法人運営への対応

地域福祉を推進する社協の安定・継続した運営については、さまざまな福祉課題に対応していくため、関係機関や団体、行政との連携をより一層図るとともに、会員会費や愛情銀行、共同募金など自主財源の取り組みや人材の育成等、組織体制の充実を図っていく必要があります。

（２）基本的考え方について

〈基本方向１〉

地域住民が自ら地域生活の課題に向き合い、互いに支え合うことができる地域づくりを進めるため、担い手の育成とともに、地域活動への支援に取り組めます。

〈基本方向２〉

複合的な課題などの困難事例に対応するため、相談・支援機関等と連携し、包括的な支援を行うことのできる体制づくりを進めます。

〈基本方向３〉

誰もが健康で、生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる地域づくりを進めるため、地域住民が互いに支え合い、地域の活動を支える仕組みや環境づくりを進めます。

市民一人ひとりの健康づくりと介護予防等の活動を支援する取り組みを進めます。

〈基本方向４〉

行政や関係機関・団体との連携を深め、組織運営の基盤を強化し、安定・継続した法人運営に取り組めます。



地域のさまざまな福祉関係団体が協働して運営している
光南地区の「向こう三軒両隣交流会」（光南福祉センター）

第3章 地域福祉推進の考え方

1 計画の基本理念

地域共生社会の考え方を踏まえ、市民一人ひとりがお互いに支え合い、健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできるまちを目指すため、次の基本理念に基づき地域福祉を推進します。

地域共生社会の実現は、制度や分野ごとの「縦割り」では解決できない複合的課題や制度の狭間の課題、社会的な孤立や社会的排除への対応、地域の「つながり」の弱まりや地域の持続可能性の課題などの諸問題に対応するため「公的支援」と「地域づくり」の仕組み、双方の転換を目指すものです。

すべての市民が共に支え合い、安心して、生き生きと暮らせるまち おびひろ

なお、この基本理念は、帯広市の「第三期帯広市地域福祉計画」と連携を図りながら取り組みを進めるため同じくしています。

2 計画の基本目標

計画の基本理念の実現を目指すため、次の4つの基本目標を設定します。

【基本目標1】 共に支え合う地域づくり

すべての市民が地域福祉を我が事として捉え、地域の生活課題や活動に主体的に関わり、共に支え合う地域とするため、地域の活動を支える拠点づくりや、地域福祉を担う人材の育成、地域福祉活動の推進に取り組みます。

【基本目標2】 安心して生活できる地域づくり

支援を必要とする人が、適切かつ切れ目のないサービスの提供が受けられるなど、誰もが安心して生活できる地域とするため、福祉等に関する相談体制の充実や、さまざまな部署や関係機関が連携した包括的な支援を行う体制づくりを進めます。

生活困窮者の自立支援や、権利擁護の推進などに取り組みます。

【基本目標3】 生き生きと健康で暮らせる地域づくり

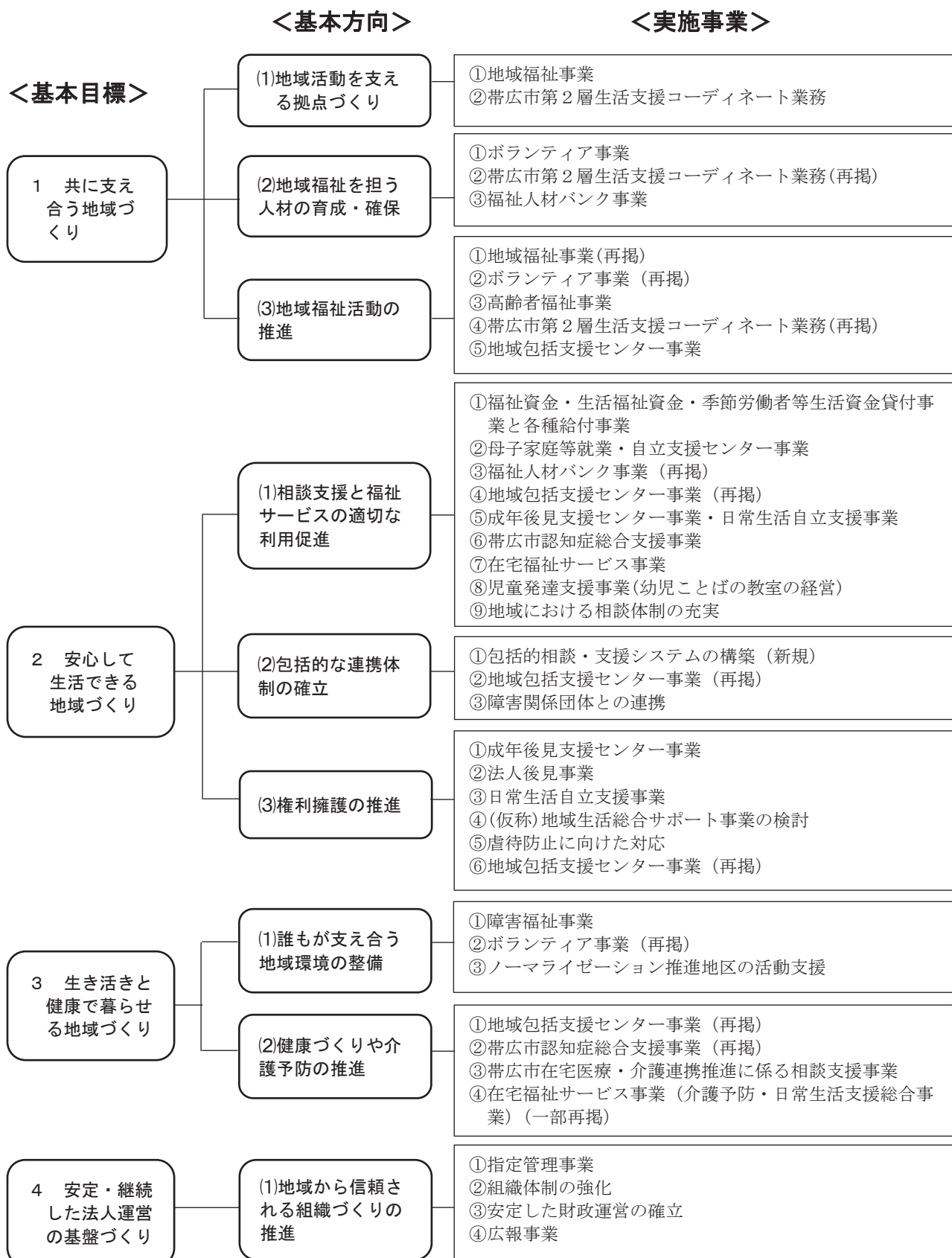
市民一人ひとりが、住み慣れた地域で生き生きと健康で暮らすことのできる地域とするため、誰もが支え合う地域環境の整備や、主体的な健康づくり、介護予防の推進などに取り組みます。

【基本目標4】 安定・継続した法人運営の基盤づくり

行政や関係機関・団体との連携を深め、組織運営を強化し、安定・継続した法人運営の基盤づくりに取り組みます。

3 施策の体系

基本理念 すべての市民が共に支え合い、安心して、生き活きと暮らせるまち おびひろ



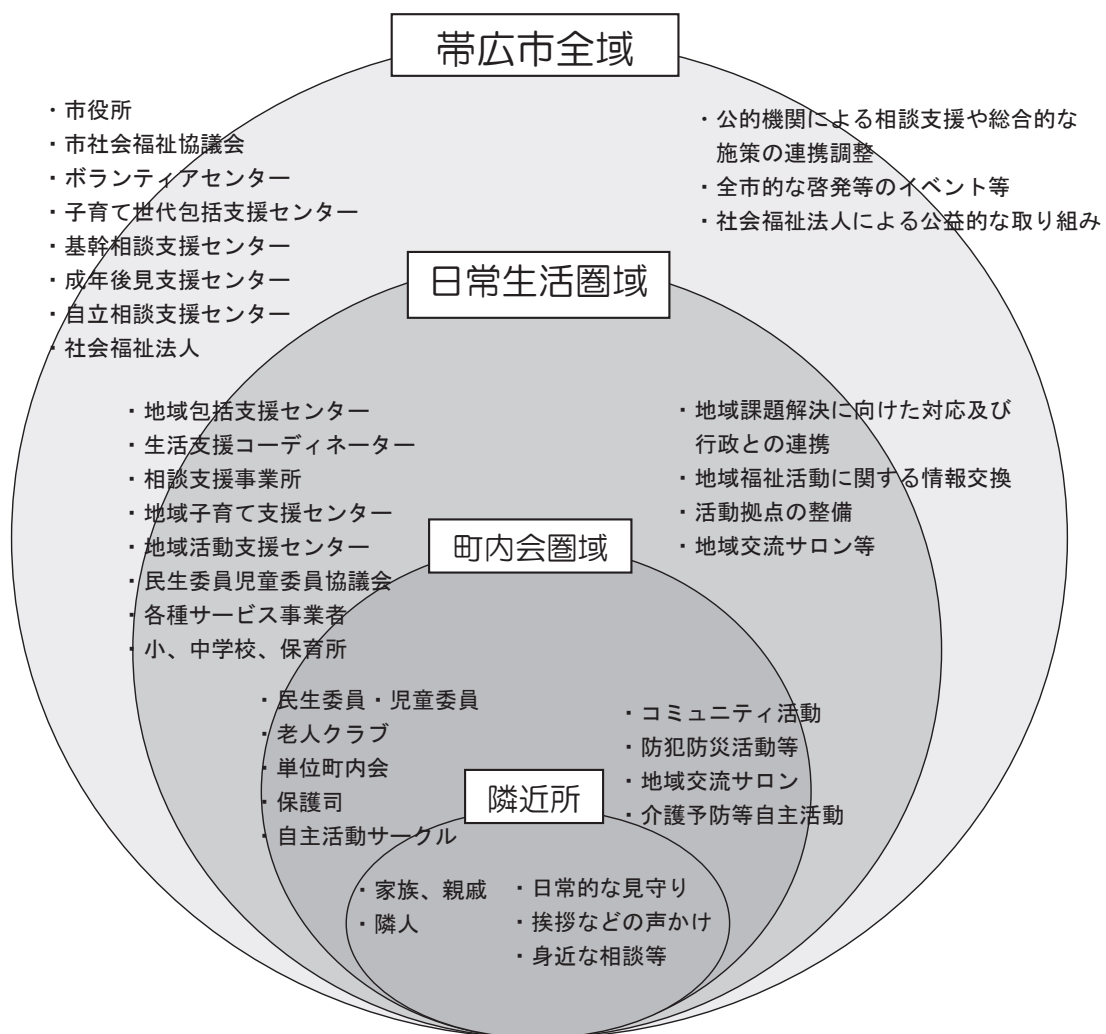
4 地域福祉活動における階層と圏域の考え方

地域福祉の活動主体には、町内会の班のような小さな主体や町内会全体など、機能や役割、対象、規模などに応じた階層があります。

また、対象となる年齢層や取り組み分野によっては、日常生活圏域、小学校区・中学校区、単位町内会・連合町内会の区域など、基本となる圏域や対象とする区域の設定を持つ場合があります。

今後、多様化する地域課題に対応していくためには、活動の目的や内容、対応する地域課題に応じて、それぞれの主体が、既定の圏域や区域を越え、階層をまたいで連携し、情報の共有を図りながら取り組むことが重要になります。

○現状における階層イメージ



※帯広市作成（第三期帯広市地域福祉計画）より引用

第4章 施策の展開

基本目標 1 共に支え合う地域づくり

基本方向（1）地域活動を支える拠点づくり

市民や行政、福祉関係者等が協働し、地域の活動を促進するため、住民同士の交流や地域団体などが活動を展開する拠点づくりを支援します。

【課題認識】

- 地域のつながりの再構築
- 地域の誰もが気軽に集い、交流できる居場所づくり
- 町内会など小地域単位の活動の促進
- 地域団体等が主体的に取り組む活動の促進

【実施事業】

- ①地域福祉事業
- ②帯広市第2層生活支援コーディネート業務

【具体的な取り組み】

①地域福祉事業

地域交流サロンや小地域ネットワーク事業などを通して、住民同士の交流や地域団体などが活動を展開する拠点づくりを支援します。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	地域交流サロン事業	市内全小学校区にサロンを設置(未設置：帯広、稲田、緑丘、川西)				
2	小地域ネットワーク活動 推進事業(町内会助成事業)	年間指定町内会の新規開拓（2町内会×5カ年）				
3	地域福祉活動助成事業	助成要望に対し、適正かつ公正な事業を実施				
4	福祉機材等の貸出事業	地域福祉・ボランティア・児童青少年の健全育成を目的とした活動にイベント用機材貸出				



保育園と交流するサロン参加者
(柏林ハッピーサロン)



サロンで取り組む健康づくり
(森の里ふれあいサロン)



小地域ネットワーク活動推進事業を活用した町内会の取り組み

左写真：ふまねっと運動（幸福町内会）



右写真：ふれあいカフェ（6号栄町内会）

②帯広市第2層生活支援コーディネート業務

帯広市が実施する生活支援体制整備事業において、川北日常生活圏域の第2層生活支援コーディネート業務を受託して取り組みを推進します。

地域の様々な主体との話し合いから地域課題やニーズの把握について情報の共有を図るとともに、ニーズに応じた自主活動や支え合い活動の創出などに取り組む協議体を設置します。

日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ります。

N0	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	協議体からの支え合い活動の創出・活動支援	実 施				

基本方向（２） 地域福祉を担う人材の育成・確保

地域住民一人ひとりが、地域福祉に関心を持ち、実際に地域の活動に参加してもらえるよう、各種講座の開催などを通じて、地域福祉を支える人材の育成・確保に取り組めます。

【課題認識】

- 地域福祉活動の担い手の確保
- 地域福祉に関する意識の醸成
- 介護人材の育成・確保

【実施事業】

- ①ボランティア事業
- ②帯広市第２層生活支援コーディネート業務（再掲）
- ③福祉人材バンク事業



令和元年度 福祉職場説明会
(福祉人材バンク事業)

【具体的な取り組み】

①ボランティア事業

ボランティアセンターの運営やボランティア養成講座、子どもを対象とした福祉教育など、本会のボランティア事業全般を通して、人材の育成・確保に取り組めます。

NO	主な取組事項	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	ボランティアセンター運営	ボランティアセンターの機能強化(周知啓発・情報発信)、アドバイザー育成、専従のコーディネーター配置の検討、生活支援ボランティアの仕組みづくり				
2	ボランティア養成講座	年１回開催、養成講座参加者からの登録促進				
3	ボランティア研修会への参加支援	ボランティア活動実践者のための各種研修会等への参加にかかる経費を助成し、参加促進を図ります。				
4	広域ボランティア活動の推進	とかちボランティアプラザ推進委員会に参画し、管内町村社協と連携を図り、広域的ボランティア活動を推進します。				
5	ボランティアの登録・普及促進	ボランティア活動保険助成、登録者増を目的とした広報活動の強化				
6	災害ボランティアの育成・登録の促進	登録者への情報発信、登録促進を図るための広報活動の強化、災害ボランティア養成講座（年１回開催：養成講座参加者からの登録促進）				

②帯広市第2層生活支援コーディネート業務（再掲）

帯広市が実施する生活支援体制整備事業において、川北日常生活圏域の第2層生活支援コーディネート業務を受託し、ちょっとした支え合いサポーター養成講座を通して、支え合いを実践できる担い手の育成を進めます。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	ちょっとした支え合いサポーター養成講座に関する周知及び参加取りまとめ	実 施				

③福祉人材バンク事業

福祉人材バンクは、無料職業紹介事業所として福祉職場の紹介・あっせんを行うほか、就業希望者等を対象に、技術や知識の向上、あるいは福祉分野について理解を深める講習会や、福祉施設人事担当者と面談を行う福祉職場説明会などを開催しています。

また、ハローワークでの出張相談を実施し、求人・求職のマッチング支援を行っていますが、これら福祉人材バンク事業を通して、人材の育成・確保に取り組みます。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	無料職業紹介事業	求職・求人の登録、相談、就労斡旋活動				
2	潜在福祉マンパワー活用講習会の開催	福祉職場見学会(年2回) ※講習会の内容は随時検討				
3	福祉サービスに関する啓発・広報事業	求職者への求人情報提供、求人施設等への求職情報提供、事業広報				
4	マッチング機能等の強化	ハローワーク出張相談(月2回)、福祉職場説明会の開催(年1～2回)、求人施設等への相談支援、関係機関との連携				
5	人材定着のためのフォローアップ	就職後の状況確認や相談を行うなど、フォローアップ機能の充実強化を図る				

基本方向（３） 地域福祉活動の推進

民生委員児童委員連盟、市町連、市老連等の福祉団体や地域における見守り活動等を通じて、地域のつながりを強めるとともに、市民が主体的に地域福祉活動に参加できる環境づくりや福祉関係団体の連携、防災活動などを通じて、地域福祉活動を推進します。

【課題認識】

- 地域のつながりの再構築による地域力の強化
- 地域住民主体の介護予防や支え合い活動の創出
- 気軽に地域活動に参加できる環境の整備
- 災害ボランティア活動の普及啓発
- 地域課題の把握と対応



災害ボランティアセンター設置運営訓練

【実施事業】

- ①地域福祉事業（再掲）
- ②ボランティア事業（再掲）
- ③高齢者福祉事業
- ④帯広市第２層生活支援コーディネート業務（再掲）
- ⑤地域包括支援センター事業

【具体的な取り組み】

①地域福祉事業（再掲）

地域福祉のあり方や社協活動への理解と関心を深める「社協フェスタ＆わいわいタウン帯広」の開催や、関係団体との協働による啓発イベントや研修会などの開催を通して、地域福祉活動を推進します。

NO	主な取組事項	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	社協フェスタ＆わいわいタウン帯広の開催	関係団体との協働による地域福祉活動の啓発イベントとして開催（年１回）				
2	地域福祉活動研修会	帯広市町内会連合会と共催で、地域福祉の推進を目的とした研修会を年１回開催				

②ボランティア事業（再掲）

本会は、帯広市との「災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定」及び北海道社会福祉協議会との「災害救援活動の支援に関する協定」を締結し、災害時の支援体制の確立を進め、平時の取り組みとして、災害ボランティアセンター設置運営にかかる研修会などを開催していますが、防災活動を通して地域福祉活動を推進します。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	災害ボランティアセンターの設置・運営	災害発生時は帯広市の要請によりセンターを設置・運営 設置運営訓練				
2	災害ボランティア活動の普及・啓発	広報活動強化による普及啓発（民間企業等への働きかけ）				
3	資機材等の整備	災害ボランティアセンター設置にかかる資機材等の整備、民間企業等との連携方法の検討（災害時における資機材提供等の協力体制の構築）				

③高齢者福祉事業

健康づくり、友愛活動、社会奉仕活動の「全国三大運動」に加え、世代間交流や高齢者スポーツ大会など、高齢者のつながりを強める活動を実施している市老連への支援を通して地域福祉活動を推進します。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	帯広市老人クラブ連合会活動助成事業	事業推進のため活動助成金を交付				
2	高齢者スポーツ大会助成	60歳以上の高齢者の健康増進を目的にしたスポーツ大会へ助成金を交付				

④帯広市第2層生活支援コーディネート業務（再掲）

帯広市が実施する生活支援体制整備事業において、川北日常生活圏域の第2層生活支援コーディネート業務を受託し、生活支援・介護予防サービスのコーディネートや協議体の運営を通して地域における支え合い機能の充実を図り、地域福祉活動を推進します。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	生活支援・介護予防サービスのコーディネート等	実 施				
2	地域支え合いを推進する協議体の運営	開 催				



川北地区の帯広未来づくり広場（協議体）で、地域の支え合いをテーマに開催した意見交換会（啓親福祉センター）

⑤地域包括支援センター事業

第1層生活支援コーディネーター（全市レベル）及び川北日常生活圏域・西日常生活圏域における地域支え合い推進員（第2層生活支援コーディネーター）が取り組む生活支援体制整備へ連携・協力し、地域での支え合いの推進を図ります。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	生活支援体制整備	ネットワーク会議・協議体への参加				

基本目標２ 安心して生活できる地域づくり

基本方向（１） 相談支援と福祉サービスの適切な利用促進

福祉サービスを必要としている人が適切なサービスを選択、利用できるよう、相談窓口等の周知や窓口間の連携推進など、相談体制やサービス提供体制の充実を図ります。

【課題認識】

- 社協が取り組む各種福祉サービスの機能の充実・強化
- 多様な相談に対応できる相談支援体制の整備
- 介護従事者の人材不足（専門職及び総合事業の担い手）
- 複合的な生活課題に対する適切な相談支援
- 認知症に対する理解促進及び相談支援の対応

【実施事業】

- ①福祉資金・生活福祉資金・季節労働者等生活資金貸付事業と各種給付事業
- ②母子家庭等就業・自立支援センター事業
- ③福祉人材バンク事業（再掲）
- ④地域包括支援センター事業（再掲）
- ⑤成年後見支援センター事業・日常生活自立支援事業
- ⑥帯広市認知症総合支援事業
- ⑦在宅福祉サービス事業
- ⑧児童発達支援事業（幼児ことばの教室の経営）
- ⑨地域における相談体制の充実

【具体的な取り組み】

①福祉資金・生活福祉資金・季節労働者等生活資金貸付事業と各種給付事業

本会では、不時の出費や緊急時に応える各種貸付及び給付等による経済的支援と、困窮世帯に対する相談支援を行っていますが、相談体制やサービス提供体制の充実を図ります。

NO	主な取組事項	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	福祉資金貸付事業	市と連携して貸付制度の活用に努め、生活困窮世帯への支援を図る。また、滞納世帯への適切な督促を行う。				
2	生活福祉資金貸付事業	民生委員と連携を図り、自立支援につながる貸付を行うとともに、事業の周知強化に努める。				

3	季節労働者等 生活資金貸付事業	収入が激減する冬季間の経済的支援を図るとともに、事業主都合による離職者への自立支援を行う。
4	交通等災害遺児扶養手当・ 修学費の給付事業	生計中心者が、交通・労働・自然災害など不慮の事故により収入減となった世帯に対し、扶養手当や修学費の一部を給付し経済的支援を図るとともに、小中高等学校など関係機関を通じ事業周知に努める。
5	災害被災世帯への 援護金支給事業	火災や自然災害などで被災した世帯へ援護金を給付して、一時的な生活支援を図る。
6	要援護世帯への 冬期プロパンガス割引事業	歳末たすけあい運動の一環として、エルピーガス協会の協力により、冬季間（11～3月）プロパンガス利用料金の10%割引を行い、生活困窮世帯を対象に経済的支援を行う。

②母子家庭等就業・自立支援センター事業

母子家庭や父子家庭のひとり親等の自立を支援するために、北海道と帯広市から委託を受け、母子家庭等の親に対し就業に関する相談や技能習得のための講習会、就職活動に関するセミナーなどを開催します。

また、ハローワークなど関係機関と連携し、就業情報の提供など一貫した就労支援サービスを提供するとともに、雇用する側への理解と協力を求めて、ひとり親の生活安定や児童福祉の促進を図るため、地域生活や養育費に関する専門的な相談を行うなど総合的な支援を行います。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	就業支援事業 (無料職業紹介事業)	就業相談(巡回相談)、就業促進活動、相談関係者の活動支援 (合同会議の開催)				
2	就業支援講習会等事業	パソコン講習会など(年4回)、自己啓発セミナー(年1回)				
3	就業情報提供事業	SNSを活用した情報提供(ホームページ・Facebook)、LINE@ 相談受付、広報紙「母子家庭等就業・自立支援センターだより」の発行(年3回)				
4	養育費等支援事業	無料法律相談会(年12回)、養育費等相談支援、養育費等セ ミナー(年1回)				
5	母子・父子自立支援 プログラム策定事業	対象者の自立・就業に向けたプログラムを策定し支援を行う (年10名)				

③福祉人材バンク事業（再掲） ※35ページを参照

④地域包括支援センター事業（再掲）

地域包括支援センターは、介護保険法第115条に基づき、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的に設置されています。

帯広市が実施する地域包括支援センター事業において、川北日常生活圏域・西日常生活圏域のセンター事業を受託して、高齢者福祉のワンストップサービス拠点として地域の高齢者のさまざまな総合相談支援に取り組みます。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	総合相談支援業務	実 施				
2	認知症施策の推進	推 進				
3	医療と介護の連携	推 進				
4	ひとり暮らし高齢者支援	実 施				
5	ねたきり認知症高齢者支援	実 施				

⑤成年後見支援センター事業・日常生活自立支援事業 ※48ページを参照

⑥帯広市認知症総合支援事業

帯広市認知症総合支援事業を受託し、川北日常生活圏域・西日常生活圏域において、「認知症地域支援・ケア向上事業」を実施し、医療・介護の連携支援や認知症当事者等への相談支援業務などの実施により、地域における相談支援体制の構築及び認知症ケアの向上を図ります。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	認知症地域支援・ケア向上事業	実 施				

⑦在宅福祉サービス事業

北海道及び帯広市の指定を受けて、介護保険等の以下の在宅福祉サービスを実施します。

1 訪問介護事業

要介護認定を受けた高齢者に対して、住み慣れた自宅での生活が継続できるようホームヘルパーが自宅を訪問し、食事や入浴、排せつなどを直接援助する身体介護、炊事や掃除など間接的に援助する生活援助を行います。

2 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の自立支援や介護予防の視点を踏まえ、訪問型サービス（第1号訪問事業）のうち、訪問介護サービス・てだすけサービスを行います。

3 居宅介護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業

障害のある利用者がその能力や特性に応じて、地域で安心して自立した暮らしができるよう日常生活上の支援を行います。

4 居宅介護支援事業・認定調査業務

要介護認定を受けた本人や家族の依頼により利用者が安心して生活ができるよう介護支援専門員がケアプランを作成し居宅サービス事業者との連絡調整を行います。

また、指定市町村事務受託法人として、保険者（市町村）から委託を受けて保険者事務（要介護認定調査業務）を引き続き実施します。

5 介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント

要支援認定者等に対して、心身の状況や環境を把握したうえで、対象者が自立した生活を送ることができ、要介護状態の悪化を防ぐために、介護予防ケアプランの作成を行います。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	訪問介護事業	実 施				
2	介護予防・生活支援サービス事業（訪問介護サービス・てだすけサービス）	実 施				
3	居宅介護事業・重度訪問介護事業・移動支援事業	実 施				
4	居宅介護支援事業・認定調査業務	実 施				
5	介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント	実 施				

⑧児童発達支援事業（幼児ことばの教室の経営）

昭和54年度より、帯広市の委託事業として40年間運営してきた「幼児ことばの教室」については、平成31年度より児童発達支援事業へ移行し、これまでの実績を基に、言語に特化した専門性の高いサービスを提供しています。

具体的には、ことばの遅れ、発音の誤り、吃音など、ことばに何らかの問題を抱える幼児に対する通室指導を行っています。

また、帯広市の委託事業として「ことばの相談業務」や「帯広市との連動」の受託をしており、ことばを中心とした発達に心配を持つ児童の保護者に対し、来室相談や3歳児健診の言語相談の実施、また、帯広市特別支援保育巡回指導、帯広市教育支援委員会等への協力も行いながら、一人ひとりの子どもたちに対し、丁寧な指導や保護者支援に心掛けるとともに、保育所・幼稚園との連携も密に図りながら、地域に根ざした事業所として受け入れられるよう福祉サービスの提供体制の充実に努めています。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	児童発達支援事業所として 幼児に対しての言語指導	北海道指定通所支援事業の規則に則り1日10人を定員とした中で、ことばの問題に特化した3歳～就学前までの幼児に対して、概ね週1回の通室指導を行う。				
2	市委託事業 ことばの相談業務	①電話相談（随時）、来所相談（月1回予約制）においては、18歳未満の児童を対象とした相談を受け付けており、関係機関と連携に努めながら実施する。 ②3歳児健診後のことばの相談（月1回）については、相談後に行うカンファレンスを通し、今後の支援についての方向性を出しながらすすめていく。				
3	市委託事業 帯広市事業との連動	①特別支援保育巡回指導は、指定された2カ所～3カ所の保育所を年2回訪問し、カンファレンスの中で必要な支援や指導を行う。 ②教育支援委員会からの求めに応じ通室児の資料提供等の協力を行う。				

⑨地域における相談体制の充実

民生委員・児童委員や町内会、老人クラブ、地域交流サロンなどの地域福祉活動を行うさまざまな団体や帯広市と連携し、地域の中で気づき合うことのできる環境整備や地域包括支援ネットワークの構築を進めます。

帯広市きづきネットワークにおいて、関係機関として社会福祉協議会・地域包括支援センターそれぞれの機能を発揮し、帯広市とともにひとりぼっちを防ぐ思いやりの輪を広げ、緊急を要する地域課題への対応や必要な支援につなげるなどの取り組みを推進します。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	帯広市きづきネットワーク	関係機関として参画するとともに、協力事業所等の拡充などを帯広市とともに推進する。				

基本方向（２） 包括的な連携体制の確立

複合的で複雑な課題を抱えた人に対し、多機関が連携を図り、分野を横断して総合的に支援する体制づくりに連携・協力します。

【課題認識】

- 制度の狭間に陥っている複合的生活課題を抱えている人（世帯）の支援
- 制度横断的に相談に対応できる法人内の相談支援体制の整備
- 地域住民や多職種連携による支援体制の充実
- 個別課題解決、地域課題把握に向けた取り組みの推進
- 地域包括支援ネットワークの構築、深化

【実施事業】

- ①包括的相談・支援システムの構築（新規）
- ②地域包括支援センター事業（再掲）
- ③障害関係団体との連携

【具体的な取り組み】

①包括的相談・支援システムの構築（新規）

地域においては、認知症や社会的孤立、８０５０問題や中高年の引きこもり、ダブルケアや生活困窮などのほか、公的な福祉サービスだけでは対応できない制度の狭間の課題などが顕在化しています。

また、課題が複数の分野にまたがるなど複雑化、複合化しており、これらの課題の解決を図るため、社協の強み・総合力を生かした包括的相談・支援システムを構築し、個人や世帯に対する支援体制を強化します。

NO	主な取組事項	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	包括的相談・支援システム構築	包括的相談・支援システムの体制整備・構築・運用開始				
2	法人内支援調整会議の開催	必要に応じて、相談者（世帯）に対する支援方法を協議する、法人内支援調整会議を開催				

②地域包括支援センター事業（再掲）

川北日常生活圏域・西日常生活圏域において、日常生活上の課題を抱えている高齢者の支援として、地域ケア会議を開催し、多職種協働による課題解決に取り組みます。

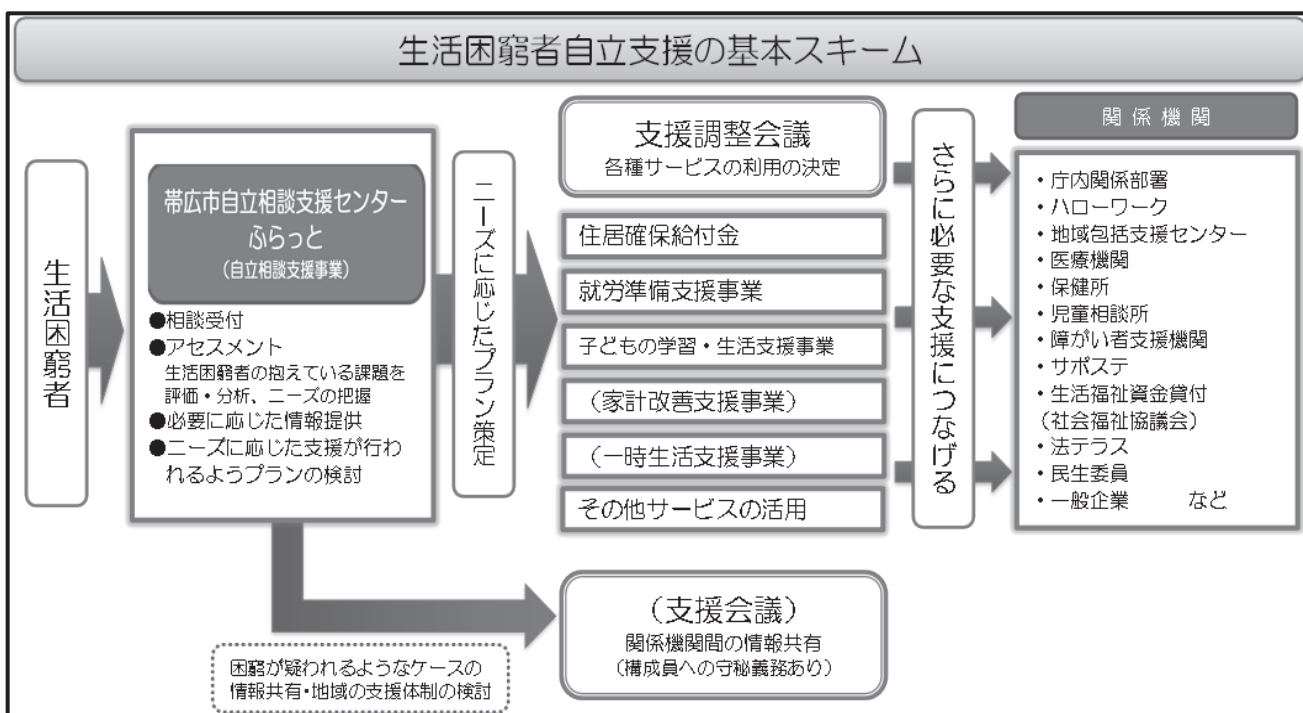
地域ケア会議は、包括的・継続的ケアマネジメント支援の効果的な実施に当たり、介護保険法第115条に基づき開催し、個別の生活課題の解決や地域課題の把握、地域の支援ネットワークの構築に取り組みます。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	包括的・継続的ケアマネジメント業務	実施				
2	地域ケア会議の開催	実施				

③障害関係団体との連携

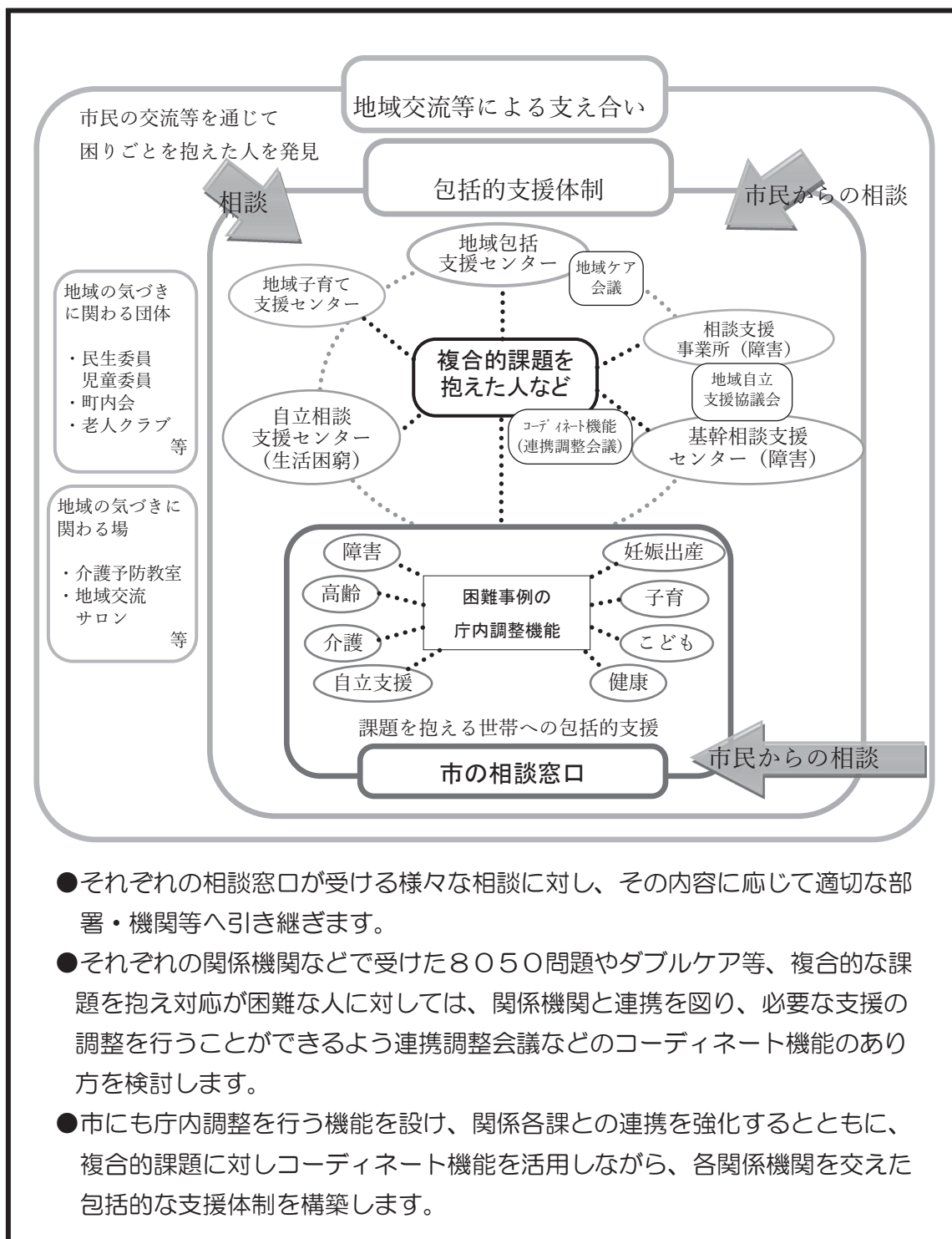
帯広市が設置する「帯広市地域自立支援協議会」に参画し、障害福祉に関する地域の実態や福祉ニーズの把握に努めるとともに、関係団体との連携を強化します。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	帯広市地域自立支援協議会への参加	会議への参加				



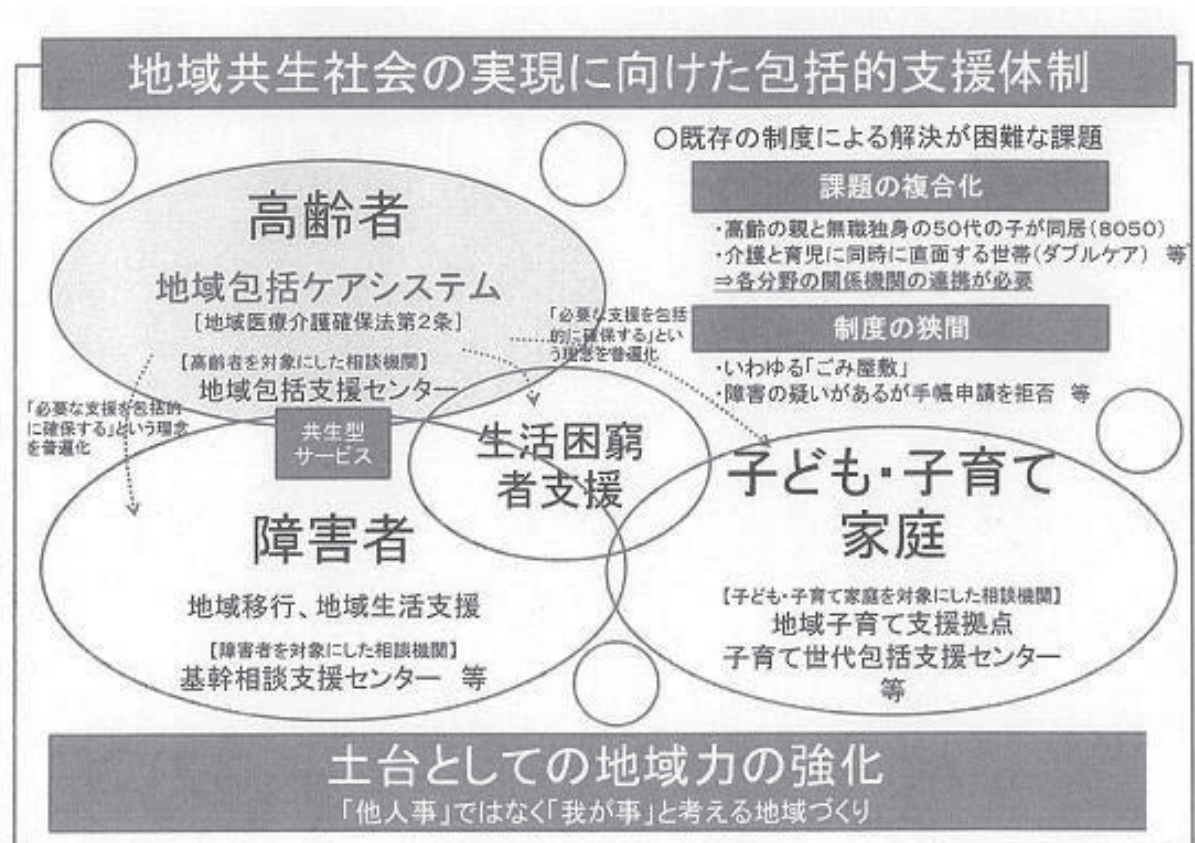
※帯広市作成（第三期帯広市地域福祉計画）より引用

相談に対する包括的な支援を行う全体像（イメージ）

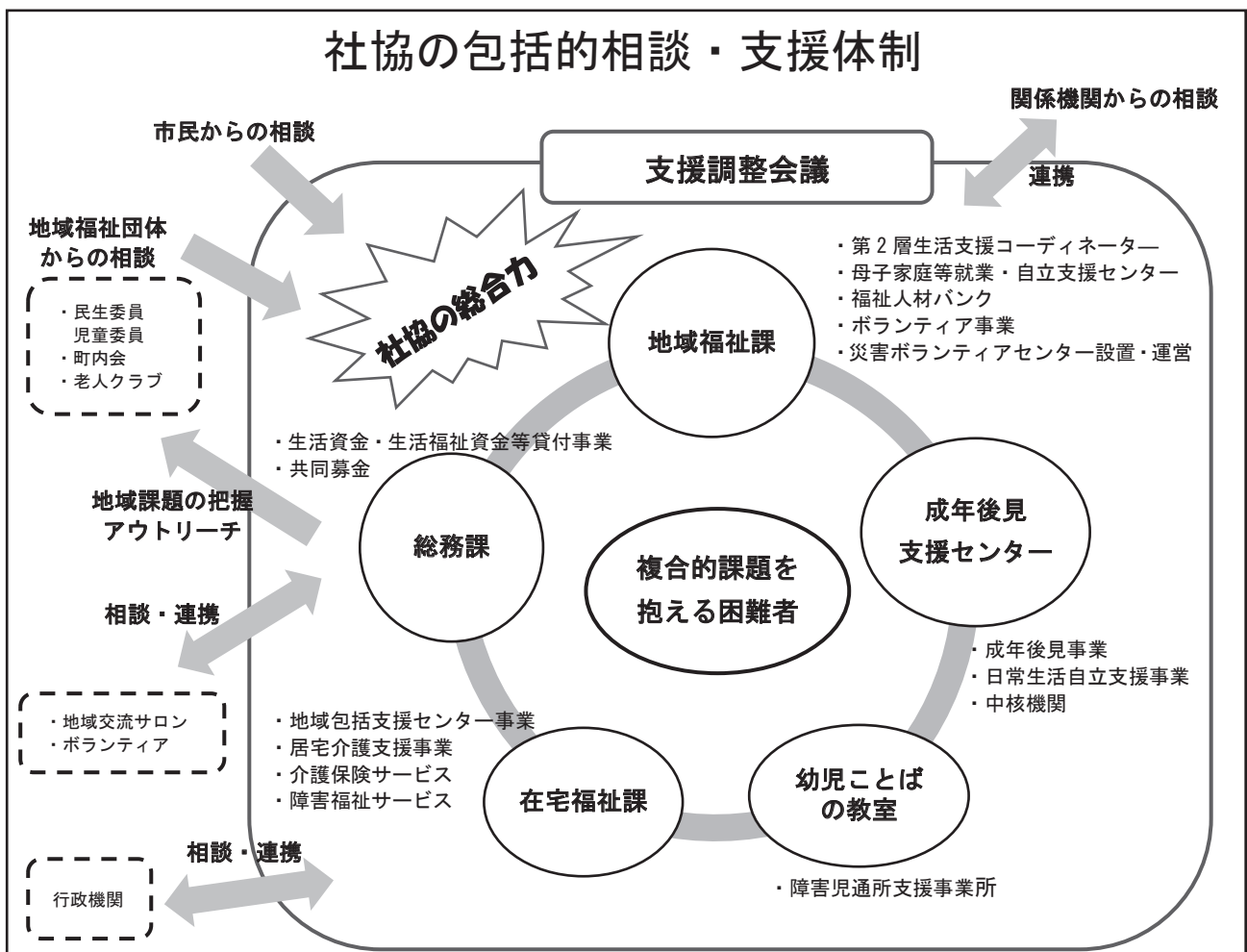


- それぞれの相談窓口が受ける様々な相談に対し、その内容に応じて適切な部署・機関等へ引き継ぎます。
- それぞれの関係機関などで受けた８０５０問題やダブルケア等、複合的な課題を抱え対応が困難な人に対しては、関係機関と連携を図り、必要な支援の調整を行うことができるよう連携調整会議などのコーディネート機能のあり方を検討します。
- 市にも庁内調整を行う機能を設け、関係各課との連携を強化するとともに、複合的課題に対しコーディネート機能を活用しながら、各関係機関を交えた包括的な支援体制を構築します。

※帯広市作成（第三期帯広市地域福祉計画）より引用



厚生労働省作成資料



基本方向（３） 権利擁護の推進

判断能力が十分でない高齢者や障害のある人等に対して、基本的な人権を守るために、成年後見制度の利用促進を図ります。

また、虐待防止の取り組みを進めます。

【課題認識】

- 認知症高齢者の増加による権利擁護体制の強化、成年後見制度に係る相談対応・支援
- 成年後見支援センターの体制の充実
- 後見支援員の確保とフォローアップ研修の充実
- 成年後見制度の周知啓発・利用促進
- 制度の狭間となっている高齢者や障害のある人などに対する支援領域を広げるための新たな事業の創設
- 消費者被害の防止にかかる啓発
- 高齢者等への虐待防止とその対応

【実施事業】

- ①成年後見支援センター事業
- ②法人後見事業
- ③日常生活自立支援事業
- ④(仮称)地域生活総合サポート事業の検討
- ⑤虐待防止に向けた対応
- ⑥地域包括支援センター事業（再掲）

【具体的な取り組み】



市民後見人養成研修（グリーンプラザ）

①成年後見支援センター事業

地域では認知症高齢者や知的障害者、精神障害者など判断能力が不十分なために、サービス資源をうまく使えない、日常の生活費の管理や財産管理ができないといった方々が増えています。

こうした方々の権利擁護の取り組みの強化が求められており、支援策の要として成年後見制度の活用が期待されています。

しかし、高齢化の急速な進展や核家族化などにより、制度活用のための申立人や成年後見人の確保が困難なケースも増加しており、これらを解決する方策として行政による申立や市民後見人の養成などが求められています。

今後は、帯広市が進める成年後見制度の利用促進を図る地域連携ネットワークの「中核機関」の役割を担っていくとともに、その受け皿として専門職の配置など、成年後見支援センターの体制整備を進めていく必要があります。

N0	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	成年後見制度に関する相談及び利用支援	地域連携ネットワークの体制強化による対象者の発見と支援体制の構築				
2	成年後見制度に関する手続き支援	相談場所の拠点となる				
3	成年後見制度に関する普及及び啓発	町内会や各地域に向けて、広報活動の強化				
4	市民後見人の養成	毎年度養成研修を実施し、受講後の登録者の増加を目指す				
5	市民後見人の後見活動に関する相談・支援	フォローアップ研修を強化させ強力な支援体制を構築				
6	市長申し立てに関する手続き支援	申立者がいない方にも制度が利用できるように進めていく				
7	関係機関との連携	中核機関として、中心的役割を担う				
8	事例検討会議の開催	スムーズな審判となるよう会議を開催				
9	地域連携ネットワークの構築（新規）	地域で制度を必要とする人へ適切な支援につながるよう支援体制を整備				

②法人後見事業

第三者後見の需要が増えている中で、社協が法人後見を担うということの意義とされる①組織の公共的性格や継続性、②福祉的ニーズに対する総合的な支援が可能、③支援に係る関連団体とのネットワーク体制、④法人の専門職と後見支援員の連携した支援の強化などを踏まえ、法人後見を進めます。

N0	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	法人後見の受任	法人での受任を継続				

③日常生活自立支援事業

日常生活自立支援事業は、サービスの選択や契約の意思がありながら、判断能力の低下から具体的な利用手続きが困難であったり、金銭管理が難しかったりする人のために、成年後見制度利用の手前の段階で地域生活を支える事業で、基本的には本人の自立に向けた支援を実施していきます。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	福祉サービス利用援助	事業の普及・啓発に努め、自立支援を実施				
2	日常金銭管理サービス	法人での実施を継続				

④(仮称)地域生活総合サポート事業の検討

既存の制度では、支援の難しいさまざまな課題の解消に向け、調査・検討を進め、切れ目や狭間のないサービス体制を提供することにより、安心した地域生活を送れるような総合的サポート事業の創設を検討します。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	保証人サービス	調査・研究		支援システムの運用開始予定		
2	任意後見制度の受任	調査・研究		支援システムの運用開始予定		
3	死後事務委任契約	調査・研究		支援システムの運用開始予定		

⑤虐待防止に向けた対応

高齢者や障害のある人たちなどに対する虐待や権利侵害に対応するために、帯広市の高齢者及び障害者虐待防止ネットワーク会議等に参加します。

潜在化している社会的弱者の権利を擁護するため、関係機関・団体との連携を図り、虐待の防止や早期発見・早期解決に取り組みます。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	高齢者虐待防止ネットワーク会議	ネットワーク会議への参加（社協・地域包括支援センター各1名）				
2	障害者虐待防止ネットワーク会議	会議への参加				
3	要保護児童関係会議	会議への参加				

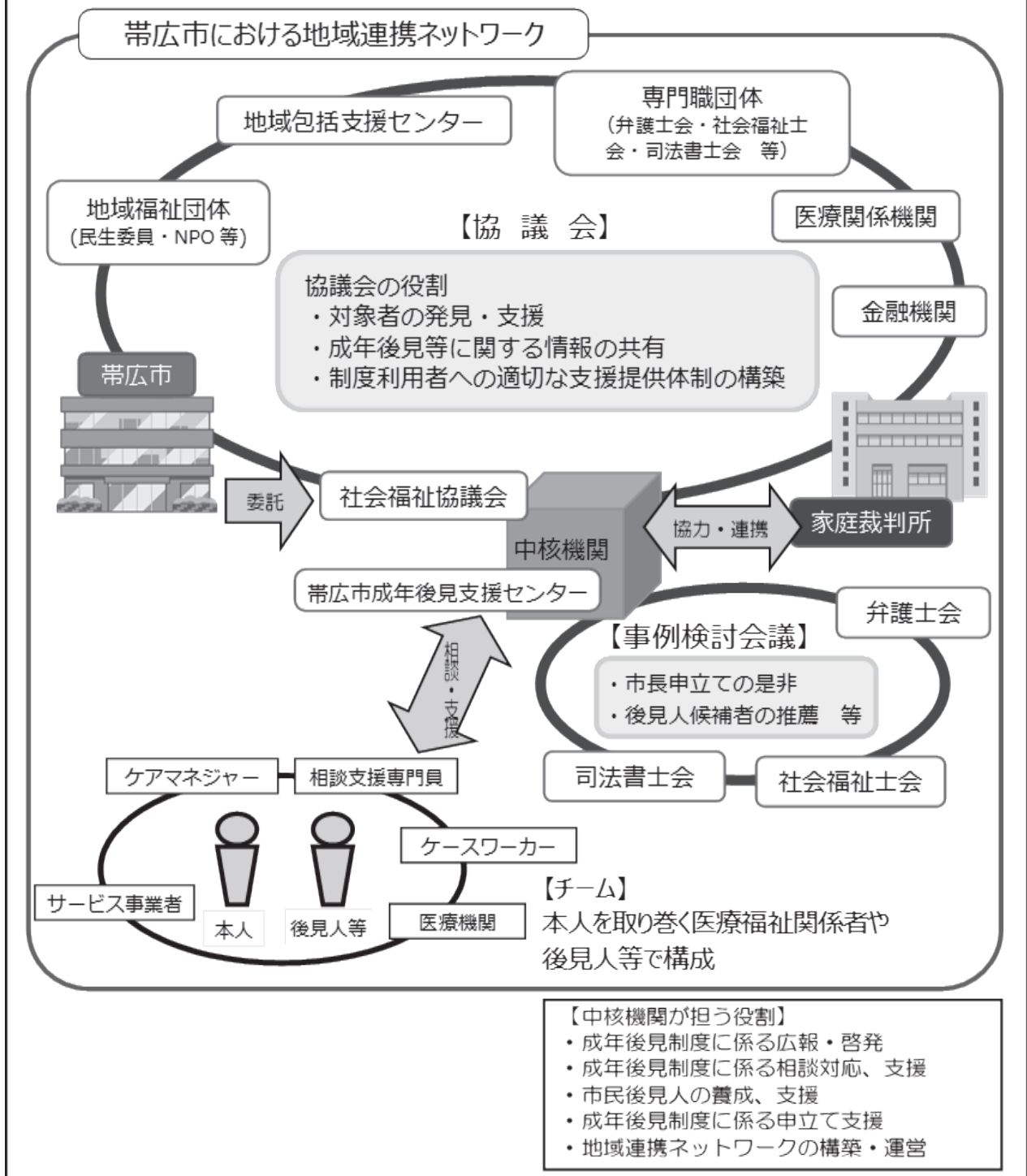
⑥地域包括支援センター事業（再掲）

地域包括支援センターが担当する日常生活圏域内においては、高齢者虐待への対応及び支援、消費者被害防止に関する啓発や被害に遭われた場合の具体的な支援など権利擁護業務に取り組みます。

また、権利擁護業務の一環として、認知症高齢者等に対しては成年後見制度の利用に向けた申立ての支援などを行います。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	権利擁護業務	実 施				

成年後見制度利用促進イメージ



※帯広市作成（第三期帯広市地域福祉計画）より引用

基本目標３ 生き活きと健康で暮らせる地域づくり

基本方向（１） 誰もが支え合う地域環境の整備

誰もが多様性を認め合い、地域社会の一員として生き活きと暮らせるよう、ノーマライゼーションやユニバーサルデザインの考え方に基づいた地域づくりを進めます。

【課題認識】

- 地域自立支援協議会を中心とした関係団体や事業所との連携のもと、障害のある人への支援体制構築の取り組みが進む一方、障害や障害のある人への市民理解や地域で支え合う意識が十分に浸透していない。
- ノーマライゼーション理念の普及や障害を理由とする差別の解消
- 障害のある人、健常者の交流・ふれあいの場の創出
- 障害福祉サービスの充実及び支援を担う人材の育成
- 障害のある人の社会参加の促進
- 障害者雇用や就労支援、自立した地域生活への支援の充実
- 災害時における障害のある人の避難など支援体制の整備

【実施事業】

- ①障害福祉事業
- ②ボランティア事業（再掲）
- ③ノーマライゼーション推進地区の活動支援

【具体的な取り組み】

①障害福祉事業



障害児（者）余暇活動支援事業

グレンデスキー教室（メムロスキー場）

障害のある人が生きがいや自信を創出し、余暇を楽しみ地域社会へ出るきっかけや交流を図ることを目的に、ものづくりや自然体験、スキー教室などの「余暇活動支援事業」を実施します。

障害児（者）をもつ親の会と協力団体が実行委員会を組織し、自然の中で協働で播種から収穫までの農作業に取り組み、障害のある人と農高生がふれあい、交流のひとときを過ごす「すこやか農園」を開設します。

また、帯広市や障害者支援団体と実行委員会を組織し、ノーマライゼーションの広がりや理解を定着させるために、障害者に対する深い理解と正しい認識を持ってもらい、障害のある人の社会貢献活動や作品展示即売会、ポスターコンクール等を通じて障害者と地域住民との交流を図るとともに、共に生きる地域づくりを目指して「障害者週間」記念事業を実施します。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	障害児(者)余暇活動支援事業	年4講座を開催、参加者アンケートなどを踏まえ開催内容は随時変更				
2	すこやか農園事業	毎年、実行委員会を設置し、開園式・生育調査(2回)・収穫祭を開催				
3	障害者週間記念事業	毎年、実行委員会を設置し、社会貢献活動・パネル展・展示即売会などを開催				

②ボランティア事業（再掲）

市内の小中高校生を対象に、福祉講話や高齢者疑似体験、車椅子体験等を通じて、障害のある人や高齢者に対する知識と理解を深めることで、思いやりの心を育み、人権教育にもつながるよう、福祉体験出前講座を実施します。

また、学校教育の場において、児童・生徒のボランティア活動への理解や参加を促進し、活動の普及を図るため、市内小中学校・高校を対象にモデル校を指定し、実施事業に対する助成等を行います。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	福祉体験学習出前講座	小中高の児童生徒を対象に実施、福祉関係団体と連携した多様な講座内容を検討				
2	ボランティアモデル指定校助成	小中学校・高校を対象にモデル校を指定し、実施事業に対し助成金を交付。未指定校への働きかけの強化。				

③ノーマライゼーション推進地区の活動支援

ノーマライゼーション理念の定着を図るため、帯広市が市内4つの推進地区を指定して、地区において取り組みが実施されていますが、その活動を社協として支援します。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	大正地区「ふれあいまつり」などの活動支援	毎年、2月に開催の「ふれあいまつり」の活動を支援				

基本方向（２） 健康づくりや介護予防の推進

すべての人が生き生きと健康で暮らせるよう、一人ひとりが主体的に健康づくりや介護予防などに取り組むことができる環境づくりを推進します。

【課題認識】

- 自立支援と重度化防止の取り組みの促進
- 地域住民主体の介護予防や支え合いの活動への参加促進
- 認知症高齢者への対応及び支援
- 在宅医療・介護の連携体制の推進及び相談支援

【実施事業】

- ①地域包括支援センター事業（再掲）
- ②帯広市認知症総合支援事業（再掲）
- ③帯広市在宅医療・介護連携推進に係る相談支援事業
- ④在宅福祉サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）（一部再掲）

【具体的な取り組み】

①地域包括支援センター事業（再掲）

川北日常生活圏域・西日常生活圏域において、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、高齢者が地域で生き生きとして生活できるよう自立支援や重度化防止の取り組みを推進します。

介護予防の一環として地域ぐるみの介護予防活動等への参加など推進し、保健医療の向上及び福祉の増進を包括的な支援に取り組みます。

NO	主な取組事項	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	総合相談支援業務	実 施				
2	認知症施策の推進	推 進				
3	医療と介護の連携	推 進				

②帯広市認知症総合支援事業（再掲）

帯広市認知症総合支援事業を受託し、川北日常生活圏域・西日常生活圏域において以下の事業を実施します。

1 認知症初期集中支援推進事業

認知症初期集中支援チームの一員として、認知症の早期診断、早期対応に向けた支援体制を構築及びその支援を行います。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	認知症初期集中支援 推進事業	実 施				

③帯広市在宅医療・介護連携推進に係る相談支援事業

帯広市在宅医療・介護連携推進に係る相談支援事業を受託し、川北日常生活圏域・西日常生活圏域に居住する介護保険被保険者の支援に当たっている医療及び介護の専門職への連携に係る相談支援を行います。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	在宅医療・介護の連携に関する助言・協力	実 施				
2	連携協力病院等医療機関との連携に関する支援	実 施				
3	在宅医療・介護の連携に関する評価検証	実 施				

④在宅福祉サービス事業（介護予防・日常生活支援総合事業）（一部再掲）

要支援者等の重度化の防止や自立支援に向けて介護予防・生活支援サービス事業を行うとともに、対象者が自立に資するためのケアマネジメントに取り組みます。

1 介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等の自立支援や介護予防の視点を踏まえ、訪問型サービス（第1号訪問事業）のうち、訪問介護サービス・てだすけサービスを行います。

2 介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント

要支援認定者等に対して、心身の状況や環境を把握したうえで、対象者が自立した生活を送ることができ、要介護状態の悪化を防ぐために、介護予防ケアプランの作成を行います。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	介護予防・生活支援サービス事業（訪問介護サービス・てだすけサービス）	実 施				
2	介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント	実 施				



北栄小学校区の住民を対象にした認知症サポーター養成講座（北栄福祉センター）

基本目標 4 安定・継続した法人経営の基盤づくり

基本方向（１） 地域から信頼される組織づくりの推進

地域福祉を推進する中核的な団体として、また、地域住民から信頼される組織として、財務や専門職の確保、リスクマネジメントへの取り組みなど、安定した法人経営体制の確立に努めます。

【課題認識】

- 社会福祉協議会の活動や取り組みが十分に知られていない
- 社協ホームページの充実、情報発信の強化
- 会費や愛情銀行寄付金、共同募金の減少と自主財源の確保
- 職場研修の充実や専門職の確保と養成
- 指定管理事業としてグリーンプラザの利用促進

【実施事業】

- ①指定管理事業
- ②組織体制の強化
- ③安定した財政運営の確立
- ④広報事業



【具体的な取り組み】

①指定管理事業

帯広市グリーンプラザ（公園東町３丁目）

帯広市の指定管理者として、帯広市グリーンプラザの効率的利用促進に努めるとともに、地域福祉の拠点として、活発な利用が図られるよう利便性の向上や無線 LAN 対応など貸館機能の充実、利用者の声も聴きながら施設の運営強化に努めます。

NO	主な取組事項	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
1	帯広市グリーンプラザの管理運営	指定管理者として、適正な管理・運営に努め、利便性の向上を図る。				

②組織体制の強化

困っている人への支援や公的な福祉サービスを補う地域福祉の中心的存在として、社協の強みを発揮できるよう組織体制の強化に取り組むとともに、福祉関係団体や行政との連携強化を図ります。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	理事会・評議員会など組織運営会議の積極的な活用	適宜、各種会議を開催し、適正な法人経営に継続して取り組む。				
2	リスクマネジメントへの取り組み	業務点検を通じリスク管理を行う。問題や改善点があれば職員会議などで協議・共有し、健全経営に努める。				
3	適切な人事・労務管理と職員の健康管理など職場環境の整備	適材適所の人事配置と、事務処理体制の見直しによる効率的な業務執行を推進し、ワークライフバランスに考慮した働きやすい環境を整える。				
4	役職員の職場研修の充実	道社協が開催する各種研修会への積極的な参加を呼びかけ、資質向上と専門知識の習得を薦める。				
5	福祉課題等に対応できる専門職の確保と育成、資格取得促進	資格取得に向けた職場環境を整え、資格取得後の任用替えや人事異動を進め、資格取得促進を図り、専門職の確保と育成に努める。				
6	町内会連合会や民生委員等の地域活動団体との連携	住民ニーズの把握、社協事業への要望などを把握するため、さまざまな地域活動団体と相互に連携を取り、多様化する地域課題の解決に向けた協力・連携体制に努める。				
7	行政等との連携強化	行政では補えない公的サービスの隙間を補うため、福祉課題の収集に努めるとともに、さまざまな福祉ニーズの要望を共有し、地域共生社会の実現に向けた連携強化に努める。				



職員研修会でグループワークに取り組む社協職員（グリーンプラザ）

③安定した財政運営の確立

経営の安定化に資する自主財源確保のため、社協事業の積極的な周知に努め会員加入の促進及び愛情銀行への寄付金の増加を図るとともに、共同募金運動への協力を進めます。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	会員会費制度への理解と加入促進の取り組み					
2	愛情銀行					
3	共同募金制度の理解促進と寄付金・募金額の増への取り組み					
4	自主財源確保のための収益事業の取り組み					

④広報事業

「社協ってどんな活動をしている団体なの?」、「共同募金が何に使われているか分からない」といった声もあることから、社協だよりやホームページ、ブログ、LINE等SNSを活用し、社協の事業や取り組みについての広報、情報発信を強化します。

NO	主な取組事項	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1	地域福祉実践計画の周知啓発（ホームページに公表）					
2	社協だより・ホームページへの事業案内等の掲載					
3	ブログやLINE等SNSを活用した開催内容等の情報発信					

第5章 計画の推進

1 計画の推進体制

計画を推進していくため、帯広市を始め、福祉団体、ボランティア団体、福祉施設、民生委員児童委員連盟、町内会など多くの関係機関・団体と連携・協働しながら計画的に地域福祉を推進します。

2 計画の周知

本計画を市民に広く周知し、社協事業の理解促進を図るために、本会ホームページ等で計画を公表します。

3 計画の進行管理と評価

地域福祉実践計画を実効性のあるものとして推進していくため、本会内の推進体制を整備し、施策の実施状況や推進上の問題点を的確に把握し、評価するなど適切な進行管理を行っていきます。

資料編

1 第6期帯広市地域福祉実践計画策定までの経過

年 月 日	内 容
令和元年9月2日	第1回計画策定プロジェクト会議 ・計画策定プロジェクト会議の設置について ・計画策定スケジュールについて ・策定委員会の設置について ・計画策定に係る情報収集について ・事務事業評価の実施について
令和元年9月13日	第2回計画策定プロジェクト会議 ・市民アンケート調査の実施について ・事務事業評価について ・第1回策定委員会の開催について
令和元年9月18日	第1回策定委員会 ・委嘱状交付 ・第6期帯広市地域福祉実践計画策定委員会の設置について ・第三期帯広市地域福祉計画（骨子）について ・第6期帯広市地域福祉実践計画（骨子たたき台）について ・市民アンケート調査の実施概要について ・事務事業評価（第5期帯広市地域福祉実践計画に対する総合評価）について ・第6期帯広市地域福祉実践計画策定スケジュールについて ・第6期帯広市地域福祉実践計画策定に係る意見交換会の実施について
令和元年9月26日 ～10月18日	事務事業評価の実施
令和元年10月9日 ～11月1日	市民アンケート調査の実施
令和元年11月25日	第3回計画策定プロジェクト会議 ・市民アンケート調査結果について ・事務事業評価について（第5期計画の総合評価） ・第6期帯広市地域福祉実践計画（原原案）について ・第2回策定委員会について
令和元年11月28日	第2回策定委員会 ・市民アンケート調査結果について ・事務事業評価について（第5期計画の総合評価） ・第三期帯広市地域福祉計画（原案） ・第6期帯広市地域福祉実践計画（原原案）について ・今後の策定スケジュールについて

令和２年１月１６日	第４回計画策定プロジェクト会議 ・関係団体との意見交換会について
令和２年１月２０日	意見交換会（帯広市関係課） 社会課、高齢者福祉課、障害福祉課、介護保険課、保護課、健康推進課、市民活動推進課
令和２年１月２１日	意見交換会（障害者団体） 帯広市手をつなぐ育成会、帯広ろう者協会、帯広身体障害者福祉協会、帯広肢体不自由児者こまどり父母の会、帯広地区ことばを育てる親の会
令和２年１月２２日	意見交換会（地域福祉団体） 帯広市町内会連合会、北海道民生委員児童委員連盟帯広支部、帯広市老人クラブ連合会
令和２年１月２３日	意見交換会（帯広ボランティア連絡協議会加盟団体） 帯広更生保護女性会、視覚障がい者朗読ボランティアかっこうの会、帯広グルッペ手話の会、帯広手話サークル「手と手」、帯広検察審査協会、帯広ボランティア連絡協議会
令和２年１月２７日	意見交換会（地域交流サロン） お茶の間わいわいくらぶ、西帯ゆうゆうサロン、西 10 号ふれあいサロン、東あいあいサロン、大正・愛国ほのぼのサロン、啓西にこにこサロン、北親ふれあいサロン、ふれあい北サロン、光南ほほえみ倶楽部、柏林ハッピーサロン、栄いいともサロン、ひまわりサロン、コスモスサロン、清川ふれあい広場、白樺ふれあいサロン、サロンつどい、ほがらかサロン 28、啓親すずらんサロン、豊成サロンさくら、森の里ふれあいサロン
令和２年２月４日	第５回計画策定プロジェクト会議 ・意見交換会結果集約について ・計画（原案）について ・第３回策定委員会について
令和２年２月６日	第３回策定委員会 ・関係団体との意見交換会結果集約について ・計画原案について ・今後のスケジュールについて
令和２年３月９日	第４回策定委員会（書面開催） 新型コロナウイルス感染拡大が懸念されている状況を鑑み、書面開催とした。 ・計画（原案）に対する社協理事・評議員からの意見募集結果等の反映事項について ・第６期帯広市地域福祉実践計画（案）について

2 第6期帯広市地域福祉実践計画策定委員会 設置要領

- 1 目 的 社会福祉法人帯広市社会福祉協議会の第6期帯広市地域福祉実践計画の策定に関し広く市民からの意見・提言などを求め、計画に反映させることを目的として、第6期地域福祉実践計画策定委員会（以下「策定委員会」という）を設置する。
 - 2 業 務 策定委員会は、第5期帯広市地域福祉実践計画の総括を踏まえ、第3期帯広市地域福祉計画との整合性を図りながら、令和2年度から5か年間の帯広市社会福祉協議会の事業の指針となる「第6期帯広市地域福祉実践計画」を策定するものとする。
 - 3 委員構成
 - (1)策定委員会は、委員12名をもって構成する。
 - (2)委員は帯広市社会福祉協議会の理事・評議員及びその他の中から選任し、会長が委嘱する。
 - (3)策定委員会に委員長1名を置き、委員の互選により定める。
 - (4)策定委員会は、委員長が招集する。
 - (5)委員長は、議長として会議を主宰する。
 - 4 任 期 委員の任期は、委嘱日より令和2年3月31日までとする。
 - 5 庶 務 委員会の庶務は、社会福祉法人帯広市社会福祉協議会地域福祉課が行う。
 - 6 補 則 この要領に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は委員長が定めるものとする。
- 附 則 この要領は、令和元年9月1日から施行する。



第1回策定委員会（帯広市保健福祉センター 別館2階 多目的ホール）

3 第6期帯広市地域福祉実践計画策定委員会 委員名簿

(敬称略・五十音順)

NO	氏 名	所 属	選出区分
1	久保 竹雄	帯広市町内会連合会 副会長	理事
2	眞田 清	NPO 法人肢体不自由児者生活サポートセンターぽてとハウス	理事
3	嶋崎 秀司	緑栄ゆうあいサロン 代表	評議員
4	◎杉野 全由	社福) 帯広太陽福祉会 特別養護老人ホーム太陽園 施設長	理事
5	鈴木 敏市	帯広市老人クラブ連合会 会長	副会長
6	千葉 養子	帯広市NPO28サポートセンター 顧問	評議員
7	鳴海 亮	帯広ボランティア連絡協議会 副会長	その他
8	保前 明美	放課後子ども広場 よんかけサポーターズクラブ 代表	理事
9	松田 安巨	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部 支部長	理事
10	三上 雅丈	帯広生活支援センター 所長	その他
11	吉村 典子	社福) 帯広市社会福祉協議会 副会長	副会長
12	若菜 順	WEW とかち 代表	その他

◎は委員長

* 所属については令和元年9月1日現在

4 第6期帯広市地域福祉実践計画 計画策定プロジェクト会議委員名簿

NO	氏 名	職 名
1	大久保 良信	常務理事・事務局長
2	瓜屋 昭範	事務局次長
3	谷尾 淳	総務担当次長
4	東堂 秀胤	地域福祉担当次長
5	大東 忠史	成年後見支援センター所長
6	富原 慎	地域福祉課長補佐
7	米森 恒樹	地域福祉課係長
8	黒田 泰好	総務課主査
9	金井 正樹	在宅福祉課長補佐
10	柴田 聡美	成年後見支援センター主任

5 関係法令等

(1) 社会福祉法（抜粋）

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

(福祉サービスの基本的理念)

第三条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

(地域福祉の推進)

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

【ポイント1】 *改正社会福祉法（平成30年4月施行）

- 地域共生社会の実現に向けた「地域福祉の理念」（第4条第1項）に加えて、新たに推進方策として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による把握及び関係機関との連携等による解決が図られることを目指すという「地域福祉の方法」が明記されました。（法第4条第2項）

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第六条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

2 国及び地方公共団体は、地域住民等が地域生活課題を把握し、支援関係機関との連携等によりその解決を図ることを促進する施策その他地域福祉の推進のために必要な各般の措置を講ずるよう努めなければならない。

【ポイント2】

- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」が定められました。(法第6条第2項)

(地域子育て支援拠点事業等を経営する者の責務)

第百六条の二 社会福祉を目的とする事業を経営する者のうち、次に掲げる事業を行うもの(市町村の委託を受けてこれらの事業を行う者を含む。)は、当該事業を行うに当たり自らがその解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握したときは、当該地域生活課題を抱える地域住民の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を勘案し、支援関係機関による支援の必要性を検討するよう努めるとともに、必要があると認めるときは、支援関係機関に対し、当該地域生活課題の解決に資する支援を求めるよう努めなければならない。

【ポイント3】

- 「福祉の各分野における相談支援を担う事業者の責務」として、自らが解決に資する支援を行うことが困難な地域生活課題を把握した場合に、必要に応じて適切な支援機関につなぐことが努力義務とされました。(法第106条の2)

(包括的な支援体制の整備)

第百六条の三 市町村は、次に掲げる事業の実施その他の各般の措置を通じ、地域住民等及び支援関係機関による、地域福祉の推進のための相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。

【ポイント4】

- 地域福祉を推進するにあたっての「国及び地方公共団体の責務」が定められ、その責務を具体化し、公的責任を明確にするため「包括的な支援体制の整備」に努めることが規定されました。(法第106条の3)

(市町村地域福祉計画)

第一百七条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

(都道府県地域福祉支援計画)

第一百八条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「都道府県地域福祉支援計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 一 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - 二 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - 三 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - 四 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項
 - 五 市町村による第百六条の三第一項各号に掲げる事業の実施の支援に関する事項
- 2 都道府県は、都道府県地域福祉支援計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。
 - 3 都道府県は、定期的に、その策定した都道府県地域福祉支援計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該都道府県地域福祉支援計画を変更するものとする。

【ポイント5】 (法第107条、108条)

- 地域福祉(支援)計画の策定が「努力義務」とされました。
- 「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」を定め、他の分野別計画の「上位計画」として位置づけられました。
- 定期的に、その策定した地域福祉(支援)計画について、「調査、分析及び評価を行うように努める」ことが明記され、PDCAサイクルを踏まえた進行管理の必要性が示されました。

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第百九条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

2 地区社会福祉協議会は、一又は二以上の区（地方自治法第二百五十二条の二十に規定する区及び同法第二百五十二条の二十の二に規定する総合区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第一項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。

4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第一項各号に掲げる事業を実施することができる。

5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員となることができる。ただし、役員の総数の五分之一を超えてはならない。

6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

（２）地域共生社会の実現に向けた動向について

令和元年７月１９日 厚生労働省が「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」（地域共生社会推進検討会）中間とりまとめ（概要）を公表。

以下、主要部分を抜粋して作成。

地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進について

１ 福祉政策の新たなアプローチ

一人ひとりの生が尊重され、複雑かつ多様な問題を抱えながらも、社会との多様な関わりを基礎として自律的な生を継続していくことを支援する機能の強化

２ 具体的な対応の方向性

（１）包括的支援体制の整備促進のための方策

○福祉政策の新たなアプローチを実現するための包括的な支援体制は、大きく以下の３つの機能を一体的に具える

- ・ 断らない相談支援
- ・ 参加支援（社会とのつながりや参加の支援）
- ・ 地域やコミュニティにおけるケア・支え合う関係性の育成支援

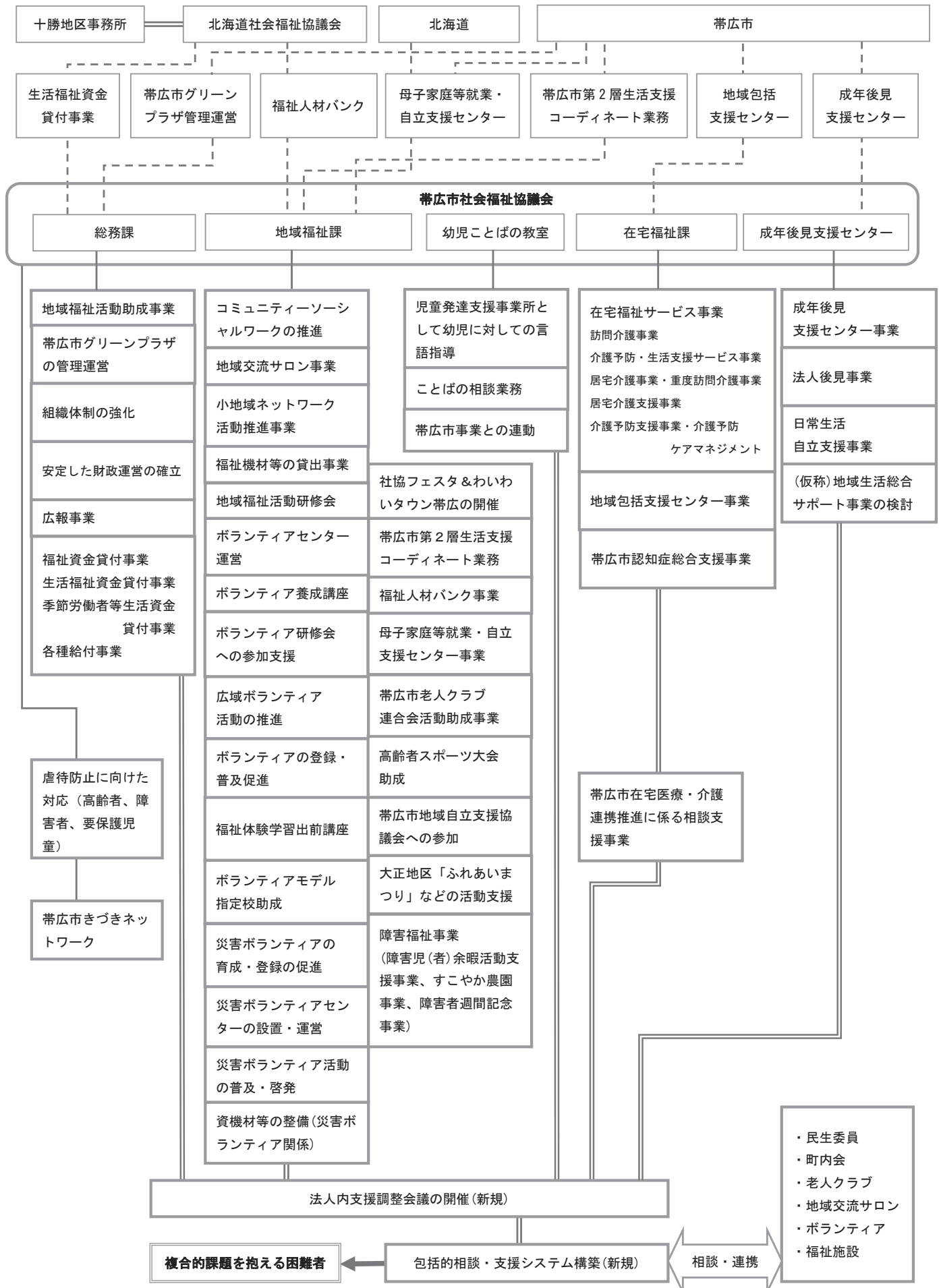
（２）多様な担い手の参画による地域共生に資する地域活動の促進

○地域を構成する多様な主体が出会い、学びあうことのできる「プラットフォーム」を構築

３ 今後の主な検討項目

- ・ 参加支援の具体的内容
- ・ 広域自治体としての都道府県の役割
- ・ 包括的支援体制の圏域、協議体、計画、人員配置等のあり方
- ・ 保健医療福祉の担い手の参画促進

6 帯広市社会福祉協議会 事業体系図



7 帯広市社会福祉協議会 組織図

(令和元年3月1日現在)

理事会 (17名)

任期: 令和元年6月26日～令和3年6月

職名	選出団体	人数
会長	帯広心身障害者(児)育成会	1名
副会長	学識経験者(青少年育成関係)	1名
	学識経験者(福祉教育者)	1名
	帯広市老人クラブ連合会	1名
理事	帯広市社会福祉協議会	1名
	帯広市町内会連合会	1名
	帯広ボランティア連絡協議会	1名
	帯広市共同募金委員会	1名
	帯広市社会福祉施設連絡協議会	1名
	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	1名
	帯広市	1名
	学識経験者	6名
合 計		17名

監事(3名)

選出団体等	人数
北海道税理士会帯広支部	1名
学識経験者	2名
合 計	3名

評議員会(33名)

任期: 平成29年4月1日～令和3年6月

区分	選出団体	人数
評議員	北海道民生委員児童委員連盟帯広支部	1名
	帯広心身障害者(児)育成会	1名
	帯広市町内会連合会	1名
	帯広市老人クラブ連合会	1名
	帯広市社会福祉施設連絡協議会	1名
	帯広更生保護女性会	1名
	帯広市つくし会	1名
	北海道社会福祉会十勝地区支部	1名
	帯広市婦人団体連絡協議会	1名
	帯広地区保護司会	1名
	日本赤十字社帯広市地区	1名
	帯広市共同募金委員会	1名
	帯広ボランティア連絡協議会	1名
	帯広市PTA連合会	1名
	帯広市戦没者遺族会	1名
	北海道難病連十勝支部	1名
	国際ソロプチミスト帯広	1名
	国際ソロプチミスト帯広みどり	1名
	(特非)十勝障害者サポートネット	1名
	(特非)帯広NPO28サポートセンター	1名
	帯広大正農業協同組合	1名
	帯広市川西農業協同組合	1名
	(株)十勝毎日新聞社	1名
	帯広商工会議所	1名
	帯広市	1名
	(一社)帯広消費者協会	1名
	学識経験者	7名
合 計		33名

各種運営委員会

貸付資金運営委員会

第三者委員会

評議員選任・解任委員会

関連団体

帯広市老人クラブ連合会

帯広市共同募金委員会

事務局

事務局長

事務局次長

在宅福祉課

幼児ことばの教室

担当次長
総務課

担当次長
地域福祉課

所長
支援センター
成年後見

8 用語集

※計画内での用語の意味として解説しています。

用 語	解 説
【あ 行】	
愛情銀行 (26、58、60 ページ)	帯広市社会福祉協議会に寄せられる市民からの寄付（金銭や物品）の窓口として、皆様からの善意をお預かりし福祉向上のために活用するという意味から、この名称を用いている。
アウトリーチ (47 ページ)	積極的に対象者のいる場所に出向いて働きかけること。または公的機関などが行う地域へ出張サービスのこと。
NPO (8 ページ)	営利を目的としない民間組織（非営利団体）。
【か 行】	
きづきネットワーク (23、24、43 ページ)	高齢者や障害のある人が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の見守り体制の強化に向け、行政、民間事業者、医療機関、団体などの関係機関の連携を図るもの。
協議会 (52 ページ)	被後見人やその関係者に対し法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、自発的に協力する体制づくりを進める合議体。
協議体 (33、38 ページ)	多様な主体を巻き込みながら、住民主体の活動を創出し、地域全体へ広げていくための体制及び機能として、日常生活圏域ごとに設置するもの。
ケアマネジメント (42 ページ)	ケアマネジメントとは、社会生活上での複数のニーズを充足させるために適切な社会資源を結びつける援助方法。介護保険制度においては、要支援または要介護認定を受けた方を対象に介護支援専門員が介護保険サービス等を受けるのに必要な連絡調整、相談助言、ケアプラン作成などを行ういわば介護保険の入り口となるサービスのことをいう。
権利擁護 (23、51 ページ)	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障害のある人の権利擁護やニーズ表明を支援し、代弁すること。
【さ 行】	
災害時要援護者 (25 ページ)	在宅の高齢者や障害のある人、妊婦など、災害発生時に安全な場所への避難が自力では困難で、回りの人の支援が必要な人のこと。
災害ボランティアセンター (25、37 ページ)	災害時のボランティア活動を円滑に進めるための活動拠点及び活動の調整を行うコーディネート組織。

用 語	解 説
市民後見人 (10、11、49 ページ)	一般の市民が成年後見制度の仕組みについて学び、後見人としての役割を担う人。
自立相談支援センターふらっと (14 ページ)	生活困窮者等の多様で複合的な相談に対応する窓口で、社会福祉法人が帯広市の委託を受けて、西 6 南 6 ソネビル内に開設している。
生活支援コーディネーター (38 ページ)	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において生活支援および介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。
成年後見制度 (48、49 ページ)	認知症高齢者、知的・精神障害者など判断能力が不十分な人を支援するため、本人に代わって法律行為を行う人、または本人による法律行為を手助けする人を家庭裁判所が選任する民法上の制度。
【た 行】	
第 2 層生活支援コーディネーター業務 (30、33 ページ)	生活支援コーディネーター業務は、第 1 層は帯広市全域を、第 2 層は日常生活圏域（中学校区域等）を対象とし、圏域内の高齢者のニーズに合った生活支援等サービスが行われるよう、既存の社会資源を把握し、地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成等の資源開発、関係者間の情報共有やサービス提供主体の連携体制づくりなどネットワーク構築を進めている。 帯広市社会福祉協議会では、平成 29 年度より「川北日常生活圏域」の第 2 層生活支援コーディネーター業務を受託しており、帯広未来づくり広場（協議体）を開催するなど地域住民との情報共有やネットワーク構築を図っている。
ダブルケア (44 ページ)	介護と子育てを同時に抱えて負担が過重になっている状態のこと。
地域ケア会議 (13、45 ページ)	行政や地域包括支援センターが主催する、高齢者への支援の充実や社会基盤の整備などを進めるための会議。
地域共生社会 (1 ページ)	制度や分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会を目指すもの。

用 語	解 説
地域交流サロン (22、32 ページ)	地域に住む誰もが気軽に参加でき、交流や親睦を深め、楽しくふれあうことができる場。
地域自立支援協議会 (45、53 ページ)	地域における障害福祉等の関係者による連携及び支援の体制に関する協議を行うための会議。
地域福祉 (4、19 ページ)	地域社会における福祉の問題に対し、その地域の住民や福祉関係者などが協力して取り組んでいこうという考え。
地域包括支援センター (13、23、38、41、51 ページ)	高齢者の暮らしを地域でサポートするための拠点として、介護だけでなく、福祉、健康、医療など様々な分野から総合的に高齢者とその家族を支える機関であり、帯広市では 8 つの日常生活圏域において、それぞれ設置されている。
地域包括ケアシステム (23、47 ページ)	団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年を目途に、重度な要介護状態になってもしっかり住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・介護・予防・生活支援が一体的に提供されるシステムの構築実現を目指すもの。
【な 行】	
日常生活圏域 (5、31、33、35、38、41、45、55 ページ)	高齢者が必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進める単位であり、帯広市では、東、川北、鉄南、西、広陽・若葉、西帯広・開西、南、川西・大正の 8 圏域としている。
ノーマライゼーション (27、53、54 ページ)	障害のある人が特別視されることなく、一般社会の中で普通に生活し、ともに生きる社会こそが普通の社会であるという考え方。
【は 行】	
8050 問題 (44、46 ページ)	50 代のひきこもりの子を 80 代の親が養い、生活困窮や当事者の社会的孤立が課題となっている。
法人後見 (10、11、23、24、30、48、49 ページ)	社会福祉法人や社団法人、NPO などの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うこと。

用 語	解 説
【ま 行】	
民生委員・児童委員 (1、8、9、31、46、 47 ページ)	民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める方々であり、「児童委員」を兼ねています。 児童委員は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行います。
【ら 行】	
リスクマネジメント (26、59 ページ)	リスクを組織的に管理（マネジメント）し、損失などの回避または低減をはかるプロセスをいい、各種の危険による不測の損害を最小の費用で効果的に処理するための経営管理手法である。
【わ 行】	
ワークライフバラン ス (59 ページ)	働く人が、「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

第 6 期帯広市地域福祉実践計画

(令和 2 年度～令和 6 年度)

発行 令和 2 年 3 月

社会福祉法人 帯広市社会福祉協議会

〒080-0847

帯広市公園東町 3 丁目 9 番地 1 帯広市グリーンプラザ内

TEL 0155 - 21 - 2414 FAX 0155 - 21 - 2415

URL <http://www.obihiro-shakyo.jp/>



愛和 語顔

裏表紙題字：北海道帯広南商業高等学校 書道部